

第八十回 参議院地方行政委員会會議録第十一号

昭和五十二年四月二十六日(火曜日)
午前十時三十八分開会

委員の異動

四月二十二日

後藤 正夫君

補欠選任

山内 一郎君

山内 一郎君

四月二十三日

山内 一郎君

補欠選任

後藤 正夫君

後藤 正夫君

四月二十六日

山内 一郎君

補欠選任

後藤 正夫君

後藤 正夫君

山内 一郎君

山内 一郎君

後藤 正夫君

後藤 正夫君

山内 一郎君

山内 一郎君

後藤 正夫君

後藤 正夫君

山内 一郎君

山内 一郎君

後藤 正夫君

後藤 正夫君

山内 一郎君

山内 一郎君

後藤 正夫君

後藤 正夫君

山内 一郎君

山内 一郎君

後藤 正夫君

後藤 正夫君

山内 一郎君

山内 一郎君

後藤 正夫君

後藤 正夫君

山内 一郎君

山内 一郎君

後藤 正夫君

後藤 正夫君

山内 一郎君

山内 一郎君

後藤 正夫君

後藤 正夫君

山内 一郎君

山内 一郎君

後藤 正夫君

後藤 正夫君

山内 一郎君

山内 一郎君

後藤 正夫君

後藤 正夫君

山内 一郎君

山内 一郎君

後藤 正夫君

後藤 正夫君

山内 一郎君

山内 一郎君

後藤 正夫君

後藤 正夫君

山内 一郎君

山内 一郎君

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高橋邦雄君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、鳩山威一郎君、加瀬完君、鍋島直紹君、片山正英君及び金井元彦君が委員を辞任され、その補欠として平井卓志君、大塚喬君、小林国司君、斎藤栄三郎君及び永野厳雄君が選任されました。

○委員長(高橋邦雄君) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、質疑は終局いたしました。野口君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容は、お手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。野口君から修正案の趣旨説明を願います。野口君。

○野口忠夫君 ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する修正案について、日本社会党を代表し、その提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。

国民の生命、財産の保護に全力を挙げることが警察行政に課せられた唯一、絶対の任務であることは申し上げるまでもないことでありますが、一たびこれが行き過ぎれば国民の基本的権利を侵害するものであることは、残念ながらわが国の歴史において証明されているところであります。警察の権力が過大にも、また過小にもなってはならないというわれわれの考えも、まさにこうした歴史

的教訓に大きく由来しているものであります。こうした立場から、昨今の暴力団あるいはそれに類する者の銃器等を使用した犯罪の頻発に対し、厳しい処置をとることは当然のことと考えますが、同時に忘れてはならないことは、こうした警察の権力の行使も、不法な暴力を許さない国民の確固たる決意と協力があつて初めて有効に機能し得るという点であります。その意味で、今回の法改正が模擬銃器について規制を加えることは、これら模擬銃器の改造による暴力行為への利用を抑制するという点では一定の必要性を認めるものであります。その規制内容が、国民の基本的権利と深くかかわっているがゆえに、慎重の上にも慎重を期さねばならないと言わねばなりません。特に、従来の模造銃器に対する規制と異なり、新たに模擬銃器について規制することは、規制対象の大幅な拡大であるばかりか、これまでの自主規制を根底において否定し、さらには国民の基本的権利にも深くかかわるきわめて重大な問題と言わねばなりません。

これまでの製造業者による積極的な自主規制を評価し、その成果を行政指導の面においてさらに徹底するとともに、模擬銃器の改造による暴力行為への利用を許さないとの国民的合意の形成に努めることも、広い意味での警察行政の課題であると考えております。

このような立場から本修正案を提案いたしましたわけですが、本修正案の主たる内容は、総理府令の制定に当たっては、模擬銃器審議会を設け、その意見を聞かなければならないとしたしております。

以上が本修正案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(高橋邦雄君) それでは、ただいまの修

案(内閣提出)

本日の会議に付した案件

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

永野 厳雄君
平井 卓志君
増田 盛君
大塚 喬君
小山 一平君
志苦 裕君
阿部 憲一君
多田 省吾君
小川 平二君
浅沼清太郎君
山田 英雄君
吉田 六郎君
石原 信雄君
福島 深君
山本 悟君
首藤 堯君
森岡 敏君
伊藤 保君
矢崎 新二君
倉地 克次君

出席者は左のとおり。
委員長 高橋 邦雄君
理事 安孫子藤吉君
夏目 忠雄君
野口 忠夫君
神谷信之助君
井上 吉夫君
大谷藤之助君
後藤 正夫君
小林 国司君
斎藤栄三郎君

正案に対し、質疑のある方は順次御発言を願います。——別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小山一平君 私は、日本社会党を代表し、たゞいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党提出の修正案に賛成する立場から、反対討論を行います。本来、法律は、国家権力から国民の基本的権利を守るために制定されるべきものであります。しかしながらわが国の歴史を見れば、残念ながら、法律は、国民の基本的権利を守るよりも為政者の統治手段とされてきた傾向がありました。豊臣時代の刀狩りを例に挙げるともなく、明治以降のわが国の近代政治史においては特にこれは顕著であります。こうした過去の歴史を教訓に出発した戦後の平和憲法のもとでも、今日幾つかの法律においてこうした教訓が無視されていることを指摘せざるを得ません。本日議題となっている銃砲刀剣類所持等取締法も、一たびその運用を誤れば、これまでの歴史の轍を踏まないとは断言できないのであります。

そもそも警察行政は、国民の生命、財産を守ることをその基本的任務とするものであります。それが有効に機能を発揮し得るためには、警察行政そのものが広い国民的支持を得なければなりません。しかし私は、多くの警察官の努力にもかかわらず、ごく一部の警察官にこの認識と努力が不足していることを指摘せざるを得ません。最近、兵庫県における一警察署長の暴力団との癒着問題がありました。検察の手をかりなければこうした癒着を摘発できないのでは、警察行政に対する国民的信頼は獲得できないと思ひます。

こうした立場から今回の政府案を考えると、重大な疑念を持たざるを得ません。すなわち、第一に、従来の模造銃銃の規制を模擬銃にまで拡大することは問題であります。国民の基本的権利と深く抵触する危険があると思ひ

のであります。もちろん、何人たりといえども、模擬銃銃の改造によってそれを凶器とすることには許されるはずはありませんが、一事をもって万事を否定するやり方は、これまでの権力行政の体質を露呈していると言えましよう。

第二は、これまでの自主規制の問題であります。S m IからS m IIに至るまでのこれまでの業者による自主規制は、本来、警察行政が積極的に評価し、行政の中に取り入れるべき、広い意味での国民的協力であると思ひます。自主規制を否定し、法改正をもつてこうした努力と協力を無に帰することや一方については、賛成することができません。

これまでの取り締まりを一步進め、模擬銃銃に至るまで法規制の対象とする今回の改正は、現代における刀狩りと言えらるものであり、国民の基本的権利の擁護という観点からすれば、法改正はきわめて慎重でなければならぬことを指摘をいたし、私の討論といたします。

○安孫子藤吉君 私は、自由民主党を代表して、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、内閣提出原案に賛成の討論を行います。

わが国は、世界の先進諸国の中で、夜でも安心して町を歩くことができる最も安全な国であると言われております。これは、国民一般の暴力に対する厳しい批判と、またきわめて優秀なわが国警察の絶えざる努力の結果であります。それを支えるものとして銃刀法による銃砲所持の規制という法制度が大きく寄与していることもまた疑いのないところであります。

しかしながら、一方、一部において、暴力団と言われる存在が、警察の厳しい取り締まりによってその組織構成員は一ころより半減したにもかかわらず、根強く生き続けており、互いに対立抗争を繰り返して、暴力団による拳銃等の銃器使用事件は最近増加傾向にあり、時には一般市民をも巻き込むことさえあるのであります。そして彼らの武装は、主として密輸による真正拳銃とモデルガン

の改造拳銃によっており、なかんずく、改造拳銃は年間の押収拳銃類千五百丁余りのうち一千丁余りを占めておる事実によつても明らかのように、改造可能なモデルガンが暴力団の拳銃のかんりの供給源となっているのが現実であります。

これらの事実から、従来、モデルガンの製造業界において、警察当局の指導と相まちながら、協同組合をつくり、自主的な規制による改造困難なモデルガンの製造基準の作成に努力をされてきたのであり、その真剣なる努力に對しましては敬意を表するものであります。自主規制である限り、アウトサイダーを拘束できず、規制の勵行の面において限界があり、現にS mマークのモデルガンの改造例も出ているとの報告もあるものであります。したがって、この自主規制の内容を十分に生かし、またモデルガン愛好者の人たちの嗜好を十分に配慮しながら、合理的な限度を超えない範囲内において安全基準というものを法に基づく規範として定めることもこの際必要であり、やむを得ないものであらうと考えるものであります。またこの際、拳銃等の不法所持や使用犯罪の大部分が暴力団によるものであることにかんがみまして、拳銃等密輸入、密製造、不法所持等に対する法定刑の引き上げは、麻薬、覚せい剤事犯との比較考量においても妥当な措置であると考えます。

以上の理由から本法律案に賛成をするものであります。日本社会党提出の修正案につきましては、総理府令の制定に当たっては十分に関係者の意見を聴することは、すでに質疑応答において明らかにされており、事案の内容を考慮すれば、審議会を設置することは当を得た措置とは考えられませんので反対であります。

○神谷信之助君 私は、たゞいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案について、日本共産党を代表して、本改正案に對する修正案に賛成、原案に反対の討論を行うものであります。

本改正案は、モデルガン規制の強化と法定刑全般の大幅な引き上げをその内容としておりますが、そのいづれについても重大な問題点を指摘せざるを得ません。

まず、モデルガンの規制強化についてであります。私は、暴力団等が頻りに改造を行い、それを犯罪に用いていると言われる事柄については、これを厳しく取り締まるべきは当然であり、それは本法及び武器等製造法などの現行法あるいは暴力団取り締まりの強化により可能であると考えます。

次に、本改正案の反対理由を申し上げます。第一に、本改正案は警察側の果たすべき努力を十分に行わずに、モデルガンの存在自体が改造拳銃等による犯罪増加の原因であるかのように見なしている点であります。今日、改造防止のための実効ある措置をとることが求められていることは事実ですが、そのためには、社会的批判の強化と国民の民主的成長を基本としつつ、当面、改造や不法所持犯に対する取り締まりを徹底して行い、暴力団に對しては総合的な封じ込め作戦を展開することが必要であり、また、モデルガンの流通、販売面での自主規制の育成等が重要であります。

こうした総合的な対策の強化こそまず必要であるのに、これらを十分に行わずに、安易にモデルガンの規制に向かうことは、国民の自由に対する輕視のあらわれと言つても過言ではありません。

第二に、モデルガンは、その是非について種々の意見があるとしても、趣味の対象であり、改造されない限りそれ自体は単なるおもちゃにすぎないのであります。刑事罰をもつて規制すべき範囲は、犯罪及びそれと密接な関係を持つ行為に限定されるべきであり、本来個人の自由に属する問題について立ち入るべきものではありません。すなわち、現行法で罰則対象である改造行為を摘発すれば済む問題であります。本改正案の発想は、改造可能性があるから罰則をもつて強制規制するといふものにはかならず、警察国家的思想によるものと言わなければなりません。

以上をもちまして私の討論を終ります。○神谷信之助君 私は、たゞいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案について、日本共産党を代表して、本改正案に對する修正案に賛成、原案に反対の討論を行うものであります。

第三に、可罰対象となる行為の類型が實際上総理府令に委任されており、罪刑法定主義の原則に照らして重大な疑義を持つてゐることである。

第四に、本改正案が本来法的規制の対象とすべきでない領域に踏み込むため、販売目的の所持のみ規制し、販売目的を持たない製造や輸入、譲渡を認めざるを得ない結果となつてゐることである。したがつて、暴力団等が資金を投じて無制限に所持することも可能であり、これは法改正の目的である改造の防止には実効性がないに等しいことを示すものであります。

次に、法定刑の全般的な大幅引き上げについてであります。これは現行刑法と比べてかなりの重罰となつており、たとえば殺人予備罪が二年以下の懲役であるのに対し、拳銃等の不法所持罪は、それ自体直ちに殺人や傷害などと結びついていないにもかかわらず、最高十年の懲役となつており、著しく均衡を欠いておられます。これは基本法たる刑法の改悪に道を開くおそれがあり、反動的刑法思想である重罰主義の立場に立つものであつて、この面においても賛成することはできないのであります。

最後に、日本社会党提案に係る修正案は、政府法案の問題点のすべてをカバーするものではありませんが、しかし、総理府令への白紙委任に一定の歯どめをかけるものとして評価し得るものであり、したがつて賛成するものであります。

以上をもつて討論を終わります。

○委員長(高橋邦雄君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(高橋邦雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案について採決に入ります。まず、野口君提出の修正案の問題に供します。野口君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高橋邦雄君) 少数と認めます。よつて、野口君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の問題に供します。本

案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高橋邦雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

夏目君から発言を求められておりますので、これを許します。夏目君。

○夏目忠雄君 私、ただいま可決されました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び第二院クラブの各派共同による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の点に留意し、その実効に遺憾なきを期すべきである。

一 法第二十二條の三に定める「銃砲に改造することが著しく困難なもの」を定めるに当たつては、従来の経緯と当委員会の審議の経過にかんがみ、銃器について専門的知識を有する者の意見を聴取する等慎重を期し、国民の基本的権利を侵すことのないよう配慮すること。

二 最近における暴力団等の銃器使用犯罪の実態にかんがみ、暴力団等のこの種犯罪に対する取締りを徹底徹底するなど暴力団犯罪罪滅減のための対策を講ずること。

三 銃砲による危害を防止し、公共の安全を確保するため、猟銃用火薬類の不正流出防止の徹底を期すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(高橋邦雄君) ただいま夏目君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高橋邦雄君) 全会一致と認めます。よつて、夏目君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小川国務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小川国務大臣。

○国務大臣(小川平二君) ただいま銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案について、慎重審議の結果採決をいただきました。まことにありがとうございます。ただいまの附帯決議の御趣旨を十分尊重いたしまして法律を運用してまい

る所存でございます。

○委員長(高橋邦雄君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(高橋邦雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高橋邦雄君) 次に、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。小川自治大臣。

○国務大臣(小川平二君) ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

最近における地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十二年

度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、昭和五十五年分より昭和六十二年

度までの各年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への臨時地方交付金の繰

り入れに関する規定を設けるほか、各種の制度改正等に伴つて増加する地方団体の財政需要に対処

するため、普通交付税の算定に用いる単位費用を

改定する等の必要があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、昭和五十二年度分の地方交付税の総額については、現行の法定額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時地方交付金千五百五十七億円及び同会計において借り入れられる九千四百億円を加算した額とする。また、借入額九千四百億円については、昭和五十五年分より昭和六十二年分までの各年度に分割して償還することとしております。

さらに、後年度における地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十五年分より昭和六十二年分までの各年度において、総額四千二百二十五億円の臨時地方交付金を一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとし、これにより当該各年度の地方交付税の総額を増加させることとしております。

次に、昭和五十二年の普通交付税の算定法については、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実に必要な経費の財源を措置するとともに、教職員定数の増加、教員給与の改善、教育施設の整備等教育水準の向上に必要な経費を増額し、また、市町村道、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備を進めることとするほか、過密対策、過疎対策、消防救急対策、防災対策等に要する経費を充実し、あわせて投資的経費については、財政政策債の発行を取りやめたことに伴ひ包括算入に係る投資的経費を復元するほか、所要の経費を措置することとしております。

さらに、昭和五十二年の財源対策のため発行を許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、財源対策償還費を設けるとともに、道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準税額の算定につき、精算制度を導入することとしております。

昭和五十二年の普通交付税の算定法については、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実に必要な経費の財源を措置するとともに、教職員定数の増加、教員給与の改善、教育施設の整備等教育水準の向上に必要な経費を増額し、また、市町村道、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備を進めることとするほか、過密対策、過疎対策、消防救急対策、防災対策等に要する経費を充実し、あわせて投資的経費については、財政政策債の発行を取りやめたことに伴ひ包括算入に係る投資的経費を復元するほか、所要の経費を措置することとしております。

さらに、昭和五十二年の財源対策のため発行を許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、財源対策償還費を設けるとともに、道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準税額の算定につき、精算制度を導入することとしております。

昭和五十二年の普通交付税の算定法については、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実に必要な経費の財源を措置するとともに、教職員定数の増加、教員給与の改善、教育施設の整備等教育水準の向上に必要な経費を増額し、また、市町村道、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備を進めることとするほか、過密対策、過疎対策、消防救急対策、防災対策等に要する経費を充実し、あわせて投資的経費については、財政政策債の発行を取りやめたことに伴ひ包括算入に係る投資的経費を復元するほか、所要の経費を措置することとしております。

さらに、昭和五十二年の財源対策のため発行を許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、財源対策償還費を設けるとともに、道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準税額の算定につき、精算制度を導入することとしております。

昭和五十二年の普通交付税の算定法については、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実に必要な経費の財源を措置するとともに、教職員定数の増加、教員給与の改善、教育施設の整備等教育水準の向上に必要な経費を増額し、また、市町村道、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備を進めることとするほか、過密対策、過疎対策、消防救急対策、防災対策等に要する経費を充実し、あわせて投資的経費については、財政政策債の発行を取りやめたことに伴ひ包括算入に係る投資的経費を復元するほか、所要の経費を措置することとしております。

さらに、昭和五十二年の財源対策のため発行を許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、財源対策償還費を設けるとともに、道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準税額の算定につき、精算制度を導入することとしております。

昭和五十二年の普通交付税の算定法については、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実に必要な経費の財源を措置するとともに、教職員定数の増加、教員給与の改善、教育施設の整備等教育水準の向上に必要な経費を増額し、また、市町村道、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備を進めることとするほか、過密対策、過疎対策、消防救急対策、防災対策等に要する経費を充実し、あわせて投資的経費については、財政政策債の発行を取りやめたことに伴ひ包括算入に係る投資的経費を復元するほか、所要の経費を措置することとしております。

さらに、昭和五十二年の財源対策のため発行を許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、財源対策償還費を設けるとともに、道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準税額の算定につき、精算制度を導入することとしております。

昭和五十二年の普通交付税の算定法については、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実に必要な経費の財源を措置するとともに、教職員定数の増加、教員給与の改善、教育施設の整備等教育水準の向上に必要な経費を増額し、また、市町村道、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備を進めることとするほか、過密対策、過疎対策、消防救急対策、防災対策等に要する経費を充実し、あわせて投資的経費については、財政政策債の発行を取りやめたことに伴ひ包括算入に係る投資的経費を復元するほか、所要の経費を措置することとしております。

さらに、昭和五十二年の財源対策のため発行を許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、財源対策償還費を設けるとともに、道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準税額の算定につき、精算制度を導入することとしております。

昭和五十二年の普通交付税の算定法については、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実に必要な経費の財源を措置するとともに、教職員定数の増加、教員給与の改善、教育施設の整備等教育水準の向上に必要な経費を増額し、また、市町村道、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備を進めることとするほか、過密対策、過疎対策、消防救急対策、防災対策等に要する経費を充実し、あわせて投資的経費については、財政政策債の発行を取りやめたことに伴ひ包括算入に係る投資的経費を復元するほか、所要の経費を措置することとしております。

さらに、昭和五十二年の財源対策のため発行を許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、財源対策償還費を設けるとともに、道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準税額の算定につき、精算制度を導入することとしております。

昭和五十二年の普通交付税の算定法については、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実に必要な経費の財源を措置するとともに、教職員定数の増加、教員給与の改善、教育施設の整備等教育水準の向上に必要な経費を増額し、また、市町村道、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備を進めることとするほか、過密対策、過疎対策、消防救急対策、防災対策等に要する経費を充実し、あわせて投資的経費については、財政政策債の発行を取りやめたことに伴ひ包括算入に係る投資的経費を復元するほか、所要の経費を措置することとしております。

さらに、昭和五十二年の財源対策のため発行を許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、財源対策償還費を設けるとともに、道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準税額の算定につき、精算制度を導入することとしております。

昭和五十二年の普通交付税の算定法については、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実に必要な経費の財源を措置するとともに、教職員定数の増加、教員給与の改善、教育施設の整備等教育水準の向上に必要な経費を増額し、また、市町村道、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備を進めることとするほか、過密対策、過疎対策、消防救急対策、防災対策等に要する経費を充実し、あわせて投資的経費については、財政政策債の発行を取りやめたことに伴ひ包括算入に係る投資的経費を復元するほか、所要の経費を措置することとしております。

さらに、昭和五十二年の財源対策のため発行を許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、財源対策償還費を設けるとともに、道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準税額の算定につき、精算制度を導入することとしております。

昭和五十二年の普通交付税の算定法については、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実に必要な経費の財源を措置するとともに、教職員定数の増加、教員給与の改善、教育施設の整備等教育水準の向上に必要な経費を増額し、また、市町村道、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備を進めることとするほか、過密対策、過疎対策、消防救急対策、防災対策等に要する経費を充実し、あわせて投資的経費については、財政政策債の発行を取りやめたことに伴ひ包括算入に係る投資的経費を復元するほか、所要の経費を措置することとしております。

さらに、昭和五十二年の財源対策のため発行を許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、財源対策償還費を設けるとともに、道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準税額の算定につき、精算制度を導入することとしております。

昭和五十二年の普通交付税の算定法については、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実に必要な経費の財源を措置するとともに、教職員定数の増加、教員給与の改善、教育施設の整備等教育水準の向上に必要な経費を増額し、また、市町村道、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備を進めることとするほか、過密対策、過疎対策、消防救急対策、防災対策等に要する経費を充実し、あわせて投資的経費については、財政政策債の発行を取りやめたことに伴ひ包括算入に係る投資的経費を復元するほか、所要の経費を措置することとしております。

さらに、昭和五十二年の財源対策のため発行を許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、財源対策償還費を設けるとともに、道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準税額の算定につき、精算制度を導入することとしております。

以上が、地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(高橋邦雄君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小山一平君 たいだいま御説明のありました地方交付税法の一部を改正する法律案及びこれに関連して地方財政諸問題について、それぞれお尋ねをいたしたいと思ひます。

昭和二十九年、第十九回国会において地方財政平衡交付金法の一部を改正いたしました。現行の地方交付税法となつたのでありますが、現在は国税三税に対する比率が三二%でございます。今日まで三二%に至つた推移についてお教を願ひたいと思ひます。

○政府委員(首藤嘉君) 御指摘のとおり、二十九年に法改正になりました。昭和四十一年までに逐次交付税率の引き上げが行われております。その概要を申し上げますと、昭和三十年に交付税率が二二%、三十一年に二五%、三十二年に二六%、三十三年に二七・五%、三十四年に二八・五%、それから三十五年と三十六年にはそれぞれ若干ずつの別の修正があつております。それから三十七年に二八・九、それから四十年に二九・五、四十一年度に三二%と、こういう経過をたどりまして、ただいまの三二%と相なっております。

○小山一平君 四十一年に三二%になつて以来十年余据え置きとなつてゐるわけでございますが、この四十一年までに引上げが行われてまいりました。これは同法第六条三項の二の規定によつたものではございませんか。したがつて、私はこの引き上げ措置というものは、地方財源を強化するといふ立場から大いに評価するべき措置であつた、こういうふうに思ひます。

そこでお尋ねをいたしたいと思ひますが、私は平衡交付金から交付税に改正になったときの提案

の説明やらあるいは委員会における質疑やら、こういうものを通じてみますと、やはりあの時点での考え方というものをいま振り返つてみる必要があるように思ふのです。そこで、平衡交付金から交付税に改正をしたその目的、理念、こういうふうなものを含めて改めて評価すべきではないかと、こう思ひますので、その点についてのお考えをお尋ねをいたします。

○政府委員(首藤嘉君) 御承知のように、交付税といふまたその前の平衡交付金といふ、地方の自主財源を確保いたしますために、地方税制のみでは適当な財源を得ることが事実上困難でございまして、これを補充をする制度として財源の保障をやる、それから各団体ごとの財政力のばらつきに對してはこれの調整を行う、こういう考え方です。スタートをいたして、また、成立をいたしておる点については同じでございます。ただ、平衡交付金の場合には、先生御案内のように、各団体それぞれに団体につきまして基準財政需要額と基準財政収入額を算定をし、その結果出ます交付基準額、これの総合計を平衡交付金というふうなことで国から支出をさせる、こういう思想に立っております。事実上の問題としては、このよう

な個別団体の計算ができかねますので、地方財政計画の手法を通じて、各団体ごとに配分すべき交付税の総額が幾らになるか、こういう計算をしながらその金額を平衡交付金という額で国に支出をさせる、こういう体制をとつたわけでございます。したがつて、この総額をめぐりまして毎年国と地方との間に種々のトラブルが発生をしたわけでございます。財政計画の手法で不足額を算定をいたしますので、歳出面を削るとか、あるいは歳入面をふやすとか、足りるとか足りないとか、まあこういう議論が絶えなかつたわけでございます。

そこで、交付税制度は、このような所要の総額を国税三税の一定の率にリンクをしますと、こういうことをもつて代置をいたしまして、平衡交付金制度の毎年の争ひとなるこの欠陥を除去しよう

と、こういう考え方で長期的に地方団体の財源を保障するために率をもつて設定をするという考え方に移つたわけでございます。

なお、この率の後、先ほど申し上げましたように四十一年までしばしば変更されておりますのは、先生も御案内のように、当時昭和三十年ごろまで非常に多くの行政事務が地方団体におろされていつたのでありますが、これに對する地方財源措置が必ずしも十分でなかつた、そのために地方財政は昭和三十年当時非常な赤字に悩まされた、こういう実態を踏まえて、地方団体の財源を確保するために、たとえば国税の減税がある、あるいは新たな行政需要が地方に起こる、こういった事態を踏まえてそれぞれ交付税率のアップをしていって最近の三二%に達したと、こういう経過をたどつております。

○小山一平君 その時点での記録を整理してみますと、平衡交付金というのは地方財政の自主自立性を損ない、安定性を減じ、地方自治体をして中央依存の風潮を招きがちであることを認めざるを得ない、こういう弊害をまず指摘をしております。それから、この改正によつて地方独立財源である性格を明らかにして、地方財政の自立性を高め、安定性を確保する、こういうことも述べております。そして、当然のことではございますが、地方行政の計画的な運営を保障することを目的として財政需要額が財政収入額を超える地方団体に對しその超過額を補てんをする、こういうふうな明記をいたしておりますし、なおまた、そのために交付税法第六條三項の二が規定をされ、いまい

ろい議論となつてゐる問題について条文をはつきりと規定をいたしておりますが、まあ私が読むまでもなく、各地方団体について現実に算定した基準財政需要額が基準財政収入額を超える額の合算額が引き続き普通交付税の総額を著しく乖離することになつた場合においては、あるいは地方財政制度の改正を行い、あるいはまた交付税の所得税、法人税、酒税に対する割合の変更をすることによつて調整をしていくんだ、こういうふう

言つております。それから、委員会論議の中で、この交付税というのは、国家財政の都合によつて平衡交付金というものが伸び縮みをする危険がある。そこで、地方交付税は国家財政の都合によつて左右されることのないような長期的に安定的に財源を保障していくべきだと、こういうようなことが明らかにされております。

そこで私は、五十年以来、この交付税に対する措置といふものが、この地方交付税に移行して行く段階で地方交付税というものはこうあるべきだと規定したことと大分離れてきているのではないかと、こんなふうに思ひます。自治省としてはどういふふうに考えていらっしゃるのか。

○政府委員(首藤嘉君) 平衡交付金が交付税制度に移行をいたしました場合の考え方等につきましては、ただいま御指摘をいたしたとおりでございます。また、御指摘をいたしたとおり、税制のあり方を補充をいたしまして地方の自主財源、これを確保をするという措置として、国の都合によつて動くといったようなことがないよう

に、つまり平衡交付金時代にそのようなことがしばしば見られたのでありますが、これを安定をさすために率をもつて定めていつた、こういう経過になつたものと心得ております。さらにまた、一定の率をもつて設定をいたしますので、諸般の事情によりましてこれが非常に長期的にしかも多額に財源不足になる、こういうことであれば、財政制度を変えるか、交付税の率を変えていくか、こういうことをもつて長期的に地方財源を保障しようという制度であることもよく存じておるのであります。

そこで、御指摘の昭和五十年以降、五十一、五十二年、ことしまでの地方財政の状況でございますが、巨額の財源不足に悩んでおるわけでありまして、まさしく昭和五十二年度は、ただいま御指摘の地方交付税法六条の三第二項に規定をする事態に五十二年度は差しつかつた、こういう考え方を私どもとして持つておるのでございます。

ただ、この間におきまして、交付税の税率、これを引き上げるといふ措置がとられませんでしたのは、御承知のように、ただいまのわが国の経済状況、五十年以降、例の石油ショックを引き金としたしまった非常な景気の大変動によりまして、国、地方を通じて多額の財源不足を生ずる、こういう事態でございます。近い将来に経済情勢が安定をいたしますとともに、こういった税制度を含みます財政制度に抜本的な改正を加えるのでなければ公経済がもたないであろう、こういうような態勢に立ち至っております。したがって、交付税率の引き上げをいたすことは私も私としても、非常に望ましいことではあるわけでございますが、交付税率の引き上げによって地方財源の確保をします措置は、これは長期的な措置、こういうことになりますので、ただいまのように非常に変動いたしております時期に直ちにこの措置をとるといふことは必ずしも適当でない、こういう考え方に相なったわけでございます。したがって、いまして、この六条の三の趣旨を体しまして、その規定にのっとりまして、昭和五十二年度におきましては、単年度の措置ではございますが、本年度の交付税の総額を増額をしてこれを確保する、そのための負担が将来に残る分を軽減をして将来の交付税を確保すると、こういう措置をとらしていただいたわけでございます。

○小山一平君　大變國の財政も窮迫をしておりますからいろいろ苦心をされた点は私はよくわかるのでございますが、たとえば一兆三百五十億円について、臨時地方特例交付金で九百五十億、資金運用部からの借り入れが九千四百億、その九千四百億のうち四千二百二十五億については元利償還を国が見る、こういうことですが、さて地方団体の側からいきますと、一体これには根拠がないわけでしょう、根拠がないわけです。ですから、四千二百二十五億であっても、五千億であっても、六千億であっても、全額であつてもいいわけです。ですから、これは国家財政の都合によつてこういう措置の内容が左右される、こういうことだと思

なさいと、こう言うならばまた別ですけれども、これが将来どんなふうに地方の上にのしかかってくるかわからない、こういう不安があるから、私はさっき指摘したように、どうも中央のさじかげんというもののに戦々恐々とせざるを得ないという地方団体の立場、これは中央依存の風潮を招くおそれがそこに存在するのではないか。中央に手もみをしてまた陳情を繰り返さなければならぬといふような危険をはらんでいるのではないか、こういうことを心配しているわけです。

○政府委員(首藤義春) 昭和五十年度の借入金、それから五十一年度の借入金、こういったものにつきましては、先生も御案内のように、自治大臣と大蔵大臣の間の覚書によりまして、その毎年度の財政状況等を勘案しながら、この返還について必要があると認めるときにはその負担の緩和について配慮を行う云々といった旨の覚書もしてございます。

そこで具体的な手法といいたしましては、このような返還金があることを前提にいたしまして、地方財政計画を正しく策定をいたしまして、そこでこの返還金を前提にしながら、当該年度の地方財政の所要財源がどれだけ要するのか、こういうことを的確に算定をして、その財源措置については遺漏がないようにこれはもう責任を持って措置をしていく、こういう態勢をとりたいと考えておるわけでございます。したがって、地方団体全部として、国にもみ手をすると申しますか、そういう事態ではございませんで、地方財政全部として所要の金、これはあくまで正当に算定をし、正当に確保をしていく、こういう事柄は貫けるものと思っておりますし、またそのような覚悟でおるわけでございます。

○小山一平君 それから、この前ですか、その前ですか、議論をしたところですけれども、ですか、それから余りそのことにこだわるつもりはありませんけれども、ことし交付税率の引き上げができなかった。そうすると、地方交付税法第六条三項の2に違反をするのではないかという問題の論議が常に

交わされております。制度改革をするか引き上げをするか、どちらかだと。ことしこういう措置をしたから制度改革をやったんだと、自治省ではそうおっしゃる。一体、制度って何でしょうか。私は、ことしのは臨時的措置であって、制度じゃないかなと思いますね。制度という定義はどういうことでしょうか。

○政府委員(首藤廳君) 制度と申しますものの定義を正しく述べよとの御質問でございます。これはちょっと、法制的なあれでございましょうから、定義づけは困難かもしれませんが、ことしとりました措置を制度の一環であるとしておりますことは、これはなるほど交付税法の六条の三の規定は、本来、通常の事態であれば、長期的な意味での財政制度の改正ないしは交付税率の変更、こういうものを予想して書かれた条文かもしれませんが、この法文の規定の状況から考えてみましても、ただいまのような非常に変動期にあります事態の改正のあり方としては、単年度限りの短期的な改正であっても、それが現実には改正をされておるのならばこれは制度改正であると、こう読まざるを得ない。つまり、法律は制度改正の内容について細かな制約をいたしておりませんで、かなり広い選択の自由を与えておる。したがって、長期的な制度改正が望ましい、これはもう当然でありますけれども、ただいまのような変動期であつて、それが非常に無理だと、こういうことであれば、単年度限りの措置でもまた制度改正と言えるのではないかと、このような解釈に立っておるわけでございますして、この点は内閣の法制局とも十分打ち合わせをいたしまして、それはそのような解釈で差し支えない、こういうことに相なっております。したがって私どもは、五十二年度限りの措置ではございますけれどもこのような改正をいたしましたことは、六条の三に言います制度改正に当たる、こういう確信を持つておる次第でございます。

○小山一平君 私、まさか皆さんが、これは法律にどうも違反するおそれがあるとも言えないか

ら、そう強弁される気持ちにはわからぬわけではありませんけれども、しかし私は少なくとも制度改正といふものは、ことしのような措置を予想してこの法律はつくられていないはずでです。ですから、この法律の条文をもつてすればことしは税率の引き上げを行うべきであつたけれども、財政事情その他のいろいろの事情によつてその制度改正ができなかった、やむを得ず臨時的措置を講じたが、いろいろ疑義はあつても御了承を願ひたいといふの

であれ、私はそれはそれなりに評価していいと思ふのです。ところが、この法律が予想をしていないような特別措置、臨時措置を講じておいて、この法律に規定している制度改正に含まれるもの、だといふ皆さんの言ひ方に私は問題がある。困つてきたら法解釈をいろいろに拡大をして対応するというやり方は、私は危険だと思ふのです。ですから、まあこれは法制局でどう言おうが、皆さんの言おうが、私はこの法律制定に当たつて制度改正というものを規定したときに、今度のものと基本的な行財政制度の改正ということを予想していたはずである。ですから、臨時的緊急の措置を、制度改正をやつたんだからこれでよろしいんだといふふうな言ひ方というものは、これは説得力がないです。だから、私はどうしてもこれは、ことしの措置がいい悪いということの論議は別として、これでこの法律に規定する制度改正の範囲に含まれるなんておっしゃられる必要はないんじゃないか。やむを得ず臨時的措置を講じました、今後の課題として抜本的な制度改正に取り組みますと言ひのなら、これは大変正直で説得力のある説明だと思ひますね。この法律が予想をした制度改正というものは、何だつたでしょうか。

○政府委員(首藤嘉吉)　ただいま御指摘のように、平常の事態でございますならば、いわゆる恒久的な制度の改正、これを予想しておつたところ、こういうことであろうかと思ひますが、先ほど申し上げましたように、非常に経済情勢が変動期にあ

るために、将来に向かっての的確な見通しが予測したいと、こういうような事態におきましては、この法律の規定はいかなる内容の制度の改正を行うべきかについては選択を許しておるわけでございますので、さしあたり当該年度のこの地方交付税の総額を確保するという特別措置を講ずる、こういうことも制度の改正に該当すると、このような共同的な見解、法制局と意見が一致をいたしておるわけでございます。

ところで、先ほどあくまで臨時的措置でやむを得ずやったんだと言った方が正直だという御指摘もございましたが、これは私ども、五十年、五十一年度はそのような考え方で、臨時的措置にしようとしてもかく総額を確保すると、こういうことをいたしたのでございますが、五十二年度のときに対処いたしましたのは、六条の三の二の規定もございまして、これを前に踏まえながら、単純な臨時的な措置のみでは対処することにならないと、こういう考え方を頭から持ちまして、これに取っ組んだわけでございます。しかし、残念ながら、恒久的な長期的な制度改正を行うまでには立ち至りませんでしたけれども、単年度の措置とはいえ、当該年度のさしあたり地方交付税の総額を増額する、こういうことに対して御高承のようないろいろな法的改正をも含めました措置をとったわけでございまして、これは六条の三の規定の趣旨を踏まえ、これに違反をしないという念願と申しますか、前提と申しますか、そういうことを踏まえながらとった措置であるわけでございます。

○小山一平君　まあこれ以上やっても仕方がありませんが、私はそれでは、地方団体や一般社会人の常識として説得力に欠けるそれは強弁である、私はそういうふうにとりしても考えるということだけを申し上げて、これはこれぐらいにしておきましよう。

それから、次は現在の交付団体、不交付団体、この実態がどんなふうにいま来ているかという点、ひとつお示しをいただきたいと思います。

○政府委員(石原信雄君)　交付税の交付団体、不

交付団体の移りにつきまして、交付税制度が発足した昭和二十九年以降の概況を五年置きで数字を申し上げてみたいと思います。

まず都道府県でございますが、昭和二十九年は四十六団体中四団体が不交付団体でありました。そのような状態がしばらく続きまして、昭和五十年に不交付団体が三団体、すなわち神奈川県が交付団体になった。五十一年度はさらにこれに愛知県が加わりまして、不交付団体が東京、大阪の二団体だけになりました。現時点では、沖縄を含めて四十七都道府県中四十五団体が交付団体、二団体が不交付団体と、このような状況になっております。

次に、市町村であります。昭和二十九年現在、市町村総数八千八百八十二団体中、地方交付税の不交付団体は六百五十団体でありまして、率にいたしまして、七・三％の団体が不交付であったわけですが、それが昭和三十五年になりました。市町村合併の進行もありまして、団体総数が三千五百二十七団体になりました。そのうち、不交付団体が百七十八団体、率にいたしまして五％であります。昭和四十年にになりましたと、団体総数三千三百九十三団体中百八十団体が不交付、率で五・三％であります。これが四十五年になりましたと、大幅に減つてまいりまして、団体総数三千二百八十一団体中、不交付団体が五十八団体、率で一・八％。それから五十年にになりましたと、団体総数三千二百五十八団体中、八十二団体が不交付団体、率で二・五％。それから昨年度、昭和五十一年度におきましては、三千二百五十七団体中、不交付団体が五十七団体で、率で一・八％と、このような状況になっております。

○小山一平君 ほとんど全部に近いほどの交付団体になっていて、こういうことがいま報告されたわけでございますが、それではいわゆる富裕都市と言われた大都市、この大都市はおおむね三十八年ころからでしょうか、悪化の傾向をたどってきました、不交付団体からほとんど交付団体に転落してきたように思います。まあ大都市と

言ってもどのぐらいから上を言えばいいのかわかりませんが、いわゆる富裕都市と言われ、不交付団体であった大きな規模の都市が交付団体になってきた、その推移と現状というふうなものをひとつお願いしたいと思います。

○政府委員(石原信雄君) いわゆる大都市と言われます団体、私どもは地方自治法の指定都市を通常大都市と言っておりますが、この指定都市の状況を見てまいりますと、京都市は交付税制度発足以来ずっと交付団体でありましたが、それ以外の指定都市はおおむね不交付団体であったわけですが、それが昭和三十四、五年ごろを境にいたしまして、指定都市の中にも交付団体に変わるものが出てまいりました。たとえば神戸市の場合は、昭和三十三年までは不交付、まあ一時交付になったことはありましたが、おおむね不交付団体であったものが、三十四年度以降ずっと交付団体になっております。それから横浜市は、三十六年度まではおおむね不交付、一時交付のことがありましたが、おおむね不交付でありましたが、三十七年度以降ずっと交付団体になっております。それから、名古屋市の昭和三十八年度からずっと交付団体になっております。それから、昭和三十八年度には北九州市が発足いたしました。北九州市は、制度発足と同時に交付団体になっております。それから、指定都市の中で最も財政力があると考えられておりました大阪市が、昭和三十九年度以降ずっと交付団体になっております。それから、その後新たに指定都市に仲間入りした札幌、川崎、福岡、この三市は、指定都市に昇格と同時に交付税の面では交付団体になっております。これが四十七年度からでございます。

以上のような状況でございます。

○小山一平君 このいわゆる富裕都市と言われた大きな都市が、片っ端から財政事情が悪化をして交付団体に転落をした、その原因は一体何でしょうか。

○政府委員(石原信雄君) 地方団体が不交付団体

から交付団体になる原因といたしましては、財政需要の増大とそれから財政収入の減少と、二つの要素が考えられるわけでありまして、指定都市が不交付団体から交付団体に移行をいたしました昭和三十五年前後から四十年ごろまでの、この間の関係団体の財政状況を見ますと、共通的にうかがわれます傾向は、歳入総額に占める地方税収入の割合が急速に低下しているということでありまして、

ちなみに、昭和三十年の歳入総額に占める地方税収入の割合を市町村について見ますと四五％であったわけですが、これが五年後の昭和三十五年になりまして四五％に低下いたしました。さらにこれが四十年になりまして、三七％に低下いたしました。これはまあ市町村全体の傾向でありまして、特にこの落ち込みの傾向の著しいのは指定都市ではないかと、このように考えます。

したがって、この間財政需要の面でもかなり、清掃費でありますとか都市計画関係費でありますとか、その他一般的に都市の需要というものが交付税計算の上でも財政需要の増加としてあらわれてきておりますけれども、それに対応して地方税収入が伸びなかった。むしろ傾向的には構成割合が落ちるという傾向にあった。このことが、これらの団体が不交付団体から交付団体に移行するに至った原因ではないであらうかと、このように判断いたしております。

○小山一平君 私は、この地方税の構成割合が低下をする、これはさつきもお話の中にありましたように、財政需要が増大をしてくる、こうなれば当然構成割合は低下をしていくわけですが、特に大都市の問題を考えてみますと、経済の高度成長が進むにつれていわゆる都市問題が起きてきました。学校、保育所、住宅、ごみ処理、上下水道、道路等々の建設を後から余儀なくされてくる。医療問題、老人問題、さまざまな社会福祉などの財政需要も急増をしてくる。そこへまたインフレが進みますから、人件費、物件費、

それに建設費なども同じ年度内でもかなり増高をせざるを得ない。そこにまた超過負担というふうなものも増加も必然である、こういうことだと思ふので、財政需要がどんどんふえてきている。それに対応する財政対策も制度改革も行われなかった。だから、地方税の構成比率が低下するのはこれは当然であると思ふのです。過疎地域では過密都市とあらはらの要因で財政的な困難が生まれてくるわけでございます。だから私は、こういうふうな都市問題あるいは過疎問題というものが発生をして財政需要が年々急増してくる、これに対応した財政対策、こういうものを忘れていたのではないかと。忘れていなかったとしたら、承知しているけれども怠ったのではないかと。それが、大企業だとか高所得者だとか、税金をたくさん納める階層がたくさんいてそして裕福な都市だと言われる都市までが交付団体に転落をした、こういうことであつて、なるほど石油ショック以後税収が停滞していることは否定できません。そういうこともあるけれども、それよりもっと根源的には、こういう都市問題なども発生をして財政需要の増大をしていく時代に対応するような対策が不十分であった、あるいは行われなかった。ここに一番の問題があるように思ふのですが、この考えをどういうふうにお受け取りになりますか。

○政府委員(森岡敏君) ただいま御指摘の問題は、地方税財政制度を考えます場合、特に市町村の今後の税財政制度を考えます場合の一番大きな課題だと思ふます。率直に申しまして、市町村の税制につきましては、シャープ勧告に基づく税制以後、どちらかと申しますと、安定性というものを中心に考えてまいったわけでありまして。大都市もございまして、中小都市もかなり多うございまして、年度間に大きな財政収入の変動があるような税制が中心を占めますと、なかなか安定的な財政運営ができません。しかも、住民に密着した行政が中心でございますので、余りに変動性が強いような財源構成でありますと財政運営が

困つてしまふというふうなことで、個人住民税、固定資産税というものを中心にこの税制を組み立ててまいりました。

しかし、たとえば昭和三十年から五十年までの税収の伸び率を見ますと、個人住民税は二十七倍、固定資産税はわずかに十四倍という伸びであり、安定性を非常に強く希求いたしました結果、伸長性に欠けるという結果に実はなつておるということでは否定できないと思ひます。しかし、その間に、私どももいたしましては、たとえば自動車取得税であり、また自動車重量税であり、またとかいふふうな道路財源の拡充を図る、あるいは法人関係税の増徴をいたします場合には、できるだけ市町村の方の法人税制をふやす、あるいはまた事業所税を創設するというふうな形で、市町村の企業課税というものの拡充あるいは道路財源の拡充に意を用いてまいつたのでありますが、しかし、その結果はなお十分と言わざるを得ない状況にあると思ひます。

いま一つの問題は、間接税の問題だと思ひます。直接税中心の方が基礎的な自治団体としての市町村には適合した税制である、こういう考え方がずっととられてまいりました。反面、間接税は電気・ガス税とかたばこ消費税というふうな非常に限られた税種しか市町村には付与しておりません。しかし、都道府県の場合には、不動産取得税でありますとか料飲税、娯楽施設利用税、その他中程度の財政収入のある間接税をかなり多様に付与しておるわけであり、そこで、今後の市町村の税制を考えます場合、安定性の確保のみにとらわれないで、伸長性を十分保ち得るような税制を考えてまいらなければならぬ。そういう意味合

いで、いま申し上げました法人関係税を市町村にさらにふやしていく。それから、適当な間接税、これはなかなかむづかしい問題ではございますが、を特に大都市を中心に付与する方策を考えていく。特に大都市では、流入人口に伴います、落としていきます財政需要が多いわけであり、また、それを賄えるような適切な間接税を私どもと

してはふやしていくということを考えなければならぬのではないかと、かように思つておるわけであり、

○小山一平君　そういたしますと、今日までの推移を見て、いままで財政需要が増大する中で財源対策というものが不十分であった、これからこれを強化していく必要がある、こういうふうな認識をされていくと、こう受けとめてよろしゅうございませぬ。

○政府委員(森岡敬君)　先ほども申しましたように、私どももなり到大変努力をいたしましたつもりでございますが、結論的に申しますと、なお一汗も二汗もかなければいかぬ状況にあると、かように考へておるわけでございます。

○小山一平君　新憲法によつて地方自治が規定をされまして、また地方自治法が制定されたりして、地方自治の確立を通じてわが国民主義の基盤を築いてきた、住民福祉の向上を目指してきたわけであり、また、私はこの基本的な方向づけといふような点について政府はきわめて遺憾な点があった。自治体政策は、極端に言えば間違つていたのではないかと、こう思ふのです。大臣、私は、明治憲法下においては中央集権の国家権力があつた富国強兵という国家政策を遂行するために地方自治を思ふようにコントロールしてきまして、たけれども、今日もそれと同じように、高度成長政策を推進するためには地方財政をますます国への従属性を強める方向をとつてきた、下請機能的にコントロールしてきたのではないかと。特にこの三十年後半から四十年代に入つてそれが顕著になつてきたのではないかと、こんな気がするんですが、

そこで、ことしの特徴は景気浮揚ということに焦点を合はせているわけですが、これまた、地方財政をこの方向で上から一方的に押しつけるというやり方をとつておるのではないかと。同じ景気浮揚といふ問題に對処をするにしても、地方は地方なりに自主、自立性を生かしながらやつていくといふことに非常に欠けておるのではないかと、

私はそんなふうに思ふのです。ですから、いまも問題になつたように、地方団体が住民のために余儀なくされる財政需要に對するような財政政策といふものがきつて不十分になつて、ほとんど地方団体が交付団体になつてしまつた、こういう結果を生んでおるのではないかと、こう思ふのです。ですから、財源を国がそのもとに集中をして、そして国の政策遂行の方向でもつて地方団体にこれを配分していく、こういうやり方である限りは、地方団体の自立性あるいは自主性といふものが育つわけがない。そして、いま迫られておる財政需要に對應できるわけがない。もう少し地方自治体といふものをしっかりと制度的にも位置づけていくといふ、そういう姿勢がいま反省されなければならぬのではないかと、どうしてもそんなふうにか考へざるを得ないわけですが、大臣、私の考へについていかがでしょうか。

○國務大臣(小川平二君)　地方自治制度が發足して三十年になるわけでございますが、今日までの推移を見ておると、仰せのように中央集権を強化する、地方公共団体を従属せしめるという方向で、そういう方向がだんだん強まつて今日に至つておると考へておらないわけでございます。逆に、地方公共団体の自主性、自立性を高めるといふ観点からいろいろの改正がなされて今日に至つておると存じます。地域住民の生活に密着した行政は、これは地域住民の身近なところで執行されることが望ましいわけでございますから、これから先もそういう考へ方に基きまして、地方公共団体にゆだねるのを適當と考へられます事務はこれをゆだねる。これに伴つて必要となります財源を付与していくという方向で努力をしていきたいと思つておるわけでございます。

かような観点から、地方行政調査会等からいまでもいろいろの提言あるいは答申もいただいておりますが、必ずしも十分実行できておるとは存じませんが、これから先もそういう気持ちで努力をしてまいりて存じます。

○小山一平君　まさか大臣が私と同感だと思つ

じやつていただくわけにもいかぬと思ひますからやむを得ないと思ひます。後で具体的にさういふ点について指摘しながら論議を進めさせていただきます。

○%上げるで解決のできる事態ではないと思ひます。地方交付税制度がつけられた時点での地方交付税の機能といふものがもうずいぶん失われてきているのじやないでしょうか。私は、少なくとも大きな工場があつたり、会社があつたり、高所得者がたくさん住んでおるような自治体は、みづから力をつけて税金などというふうな財源調整をしてもらわなくてもやつていく。ところが、貧弱な自治体でどうしても財政収入で財政需要を賄ふことができない、そういうところへこの交付税を交付をして調整を図る、こういうところに地方交付税の目的があるはずだと思ふんです。日本中の団体ほとんど全部に地方交付税を交付しなければならぬなどという財政実態といふものは、これは根本的に問ひ直されるべき時代が来ていることを示しているように思ひますが、自治省の御見解はどうでしょうか。

○政府委員(宮澤義典君)　ただいま御指摘をいただきましたように、最近非常に多くの団体が交付団体になつて、不交付団体が激減をしておる、こういう事態であることは、決して地方財政全般を通じて望ましいことだとは考へておりません。このことは地方交付税そのものの機能が変化を来しておるということには必ずしもならないと思ひますけれども、やはり地方財政の一番基幹的な財源でございます。自主財源の根幹でございます。地方税制、これにやはり問題があると、こう言わざるを得ないわけでございます。先ほど税務局長からお答えを申し上げましたが、やはり今後税財政制度、行財政制度を改正していきまふ際には、何

と申しましたも地方の自主財源の大宗である地方税、これをより増強をしていくと、こういう方向をとっていくというのが一番望ましい財政対策である、私もそのように考えております。

○委員長(高橋邦雄君) 午前中の質疑はこの程度とし、午後一時十分まで休憩いたします。

午後一時十分まで休憩いたします。

午後一時十九分開会

○委員長(高橋邦雄君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○小山一平君 現在の地方税や地方交付税の原点といいますが、原型といえますか。シャープ使節団の税制改革の報告に基づいて、さまざまな審議会とか、あるいは調査会とか、そういうところで検討され、日本の現状に即したものととしてつくられてきておると、こういうふうに考えていいわけですか。

○政府委員(首藤英君) お説のとおりでございます。根拠は二十五年度のシャープ使節団の報告、これに基づきまして、その後地方行政調査委員会等のこれに基づきましていろいろの建議等もございましたが、このようなものを根拠に置きながら、地方行政制度の改正が逐次行われていった、その結果現在のような体系に相なっております、こういうことでございます。

○小山一平君 昭和二十四年地方行政調査委員会設置法ができて、それに基づいて調査委員会が発足をし、幾つかの報告が行われておりますけれども、大変古いものであります。戦後の日本が民主主義国家の建設を目指して、地方自治の充実発展についても、国と地方を通ずる税制の改革についても、きわめて情熱的に真摯に検討された結果の報告である、私はそういうふうに思うのですが、大変古いものではあるがきわめて貴重な報告であると、私はそう思います。自治省いか

がですか。

○政府委員(山本博君) 御指摘のとおり、昭和二十四年に設置されました地方行政調査委員会が、昭和二十五年十二月には行政事務再配分に関する報告といったようなものをいたしてあります。その中に盛り込まれた事項は、ただいま財政局長から御答弁のありましたシャープ報告に基づきまして税財政制度の大改正を前提にいたしまして、その考え方をもとにいたしていろいろとその方向に沿った報告をいたしている内容でございます。したがって、そこに盛り込まれた考え方は、行政責任明確化の原則でございますとか、能率の原則でございますとか、地方公共団体優先、特に市町村優先の原則でございますとか、大変今日におきましてその考え方の基本といたしましては通用をいたします、非常に重要な考え方を持ったものというように評価をいたしておるところでございます。

○小山一平君 ここにその報告、大変古いものですが、あるのですが、この報告の序文が私たちがわけて重要だと。この序文に書かれているようなことをみんなしっかりわきまえて取り組んでいくならば、またきたならば、今日の地方自治体の実情というものはもう少し少しりっぱなものになっているのではないかと。こういうような気さえたします。

これはちょっと長くなりますが、一番私は重要な点だと思っております。その大事なところをちょっと読ませていただきます。シャープ使節団による報告は、直接には、わが国における国及び地方をつつずる税制の改革のためになされたのであるが、根本的には、日本国憲法に定めている地方自治の原則を更に実質的に充実発展させる上に必要であると認められる一連の措置を報告しているものである。憲法の定める地方自治の原則は、憲法の根本原則たる民主主義に基く民主的体制を地方行政の面に採り入れるとともに、これによって国の民主的政治体制の基礎を培養しようとするものである。

地方行政調査委員会設置法が、当会議の調査立案が「地方自治を充実強化して行政の民主化を推進するため」になされることを規定しているのは、当会議の立案する計画がこのような憲法の精神を具体化するための改革案として考えられていたことを明らかにしている。さらにまた、「当会議は、本年一月初会議を開いて以来、会議を重ねること七十回、慎重に調査審議を進めて来た。そこは少し飛ばしますが、「いわゆる中央集権化の傾向がある」との議論も、これはアメリカについてのことですが、「耳にするのであるが、アメリカにおいては、もともと徹底した地方分権の地盤の上に今日の行政機能の能率化の要求が生じて来たのであつて、その現象をそのまま直ちにわが国に移して来ることにについては、慎重に検討しなければならぬ」と考える。当会議は、地方分権の方向を堅持しつつ、今日のわが国の社会経済情勢及び各種の行政事務の実態に即して、中央と地方との間に新たな共同関係をうち建てることをめざして、ここに市町村、都道府県及び国相互間における事務の配分の調整についてその計画の大綱を報告することにした」と、こういうふうに序文のところに述べられておりますが、私は、これはわが国の地方自治のあるべき姿に対する基本的な認識でなければならぬと思ひますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(小川平二君) ただいま朗読なさっていただきましたところは、きわめて貴重な指針であると私も心得ておるわけでございます。

○小山一平君 そこで実例として、ここに報告されている内容についてお尋ねをしていきたいと思ひますが、それは先ほどのような議論のあった地方財政の現状あるいは行政事務の問題点、こういうようなことに触れているからですか。

毎年次官通達が出されているわけですが、ことしも近いうちにそういうことになると思ひますが、この折にいつも地方団体の人件費問題というのが問題になります。私は地方公務員の人件費や労働条件は社会的に妥当性を持ったものでなければ

ばならないし、住民の納得のいくような適正なものでなければならぬと考へております。そこで、自治省の見解によつて、その人件費や労働条件の内容が気に入らない、不適当ではないか、こうとられるようなことについて、自治省が一体これに通過という名において干渉していくというように取り上げ方はまずいのではないかと。たとえ自治省の見解が現在の地方公務員の実態について問題があると考えられても、干渉にわたるような取り上げ方はまずいのではないかと、こう思ふのです。

そこで、この報告の中の、「地方公共団体に対する国の関与」という項にこう書かれております。「地方公共団体が事務の処理を怠る場合、又はそのやりかたが適切でない場合等の弊害は、本来当該地方公共団体の住民が選挙若しくは各種の直接請求制度の手段を通じ、又は世論の喚起により批判し、是正すべきである。法秩序の維持は、最終的には司法制度によつて保障するものとし、国は、性急な関与を成め、住民の自主的な批判の喚起をまつ寛容さをもつべきであらう」と、こういうふうに指摘をしております。

そこで、私は次官通達を取り上げる人件費の問題というところについて自治省の考え方を尋ねをしたいのでありますが、これはこの報告が正しいとすれば、これを尊重するとすれば、これは多少そこに問題があるとしても、そこにいろいろな見解があるとしても、これは国が関与すべきではない、地方自治体の自主性によつてこれは解決をしていくという寛容さを持つべきである、こういうふうに指摘をしておりますが、自治省、ことしの通達を出すに当たつて、この国の地方公共団体に対する関与という問題で、どういうふうにことしは対応されるおつもりですか。

○國務大臣(小川平二君) これは申すまでもなく、給与は個々の地方公共団体において自主的に決定するべきものでございますから、自治省としては、法律の定めております給与決定の原則に従つてこれがなされるようにという一般的な指導をしておるわけでございまして、個々の

団体の給与決定に介入をするというふうなつもりは全くないわけでございます。次官通達もそのような趣旨で本年もまた行っておるわけでございます。

○小山一平君　そうすると、ことは、地方公務員の給与が国家公務員より高いから、それは問題だから国家公務員並みに引き下げるようにしろという強い指導というものはおやりにならずに、ここに書いてあるように、地方自治体または住民の自主的な批判のもとにゆだねると、こういうふうな解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(山本悟君)　ただいまの御質問でございますが、大臣から御答弁を申し上げましたとおり、従来から自治省といたしましても、何ら格別の個々の団体の給与決定に閣下、介入をする、不当なる干渉をするというふうな気持ちを持ってゐるわけでは毛頭ございせん。御案内のとおり、地方公務員法により給与決定の基準というものは法定をされてゐるわけでございます。その法律の定められました趣旨に従つて地方団体が給与を決めておられますように、これもまた同じく地方公務員法にありますが、五十九条に基づきます自治省といたしましての責務と権限というものに基きまして、そういうふうな助言、指導ということをしてゐるわけでございます。その点は、従来と何ら立場は、本年におきましても変わるものではないと、かように存じてゐるところでございます。

○小山一平君　従来と変わらない、そうおっしゃいますけれども、実は各地で問題が起きて、私どものところへいろんなことを申してくる例が多いのです。そしてそのもととは言えば、自治省の強い指導というのか、というふうなものが根源にあつて、それを受けて立つて問題が生じるといふような場合が多いようにどうも見受けられるわけですね。

そこで私も、さっきも申し上げたように、もちろん社会的にきつめて妥当性のあるものでなければならぬけれども、そしていまそれに皆さ

んの見解では問題があるのではないかと、いふふりにとらえられることがあるにせよ、これはあくまでもこの地方団体の自主性の中で解決をしていくんだと、こういうことで、自治省や何かとあんまり対立したり、紛争を生じたりする種にならないようなものでやつてもらわなくちゃ私どもは大変迷惑をする、こういうことなんです。これは、そう何か自治省あたりと、この通達で種でいろいろ問題になるような内容にしない、そういう配慮を十分して扱ふと、こういうふうにしていただけますか。

○政府委員(山本悟君)　たびたびの申し方で恐縮でございますが、従来から自治省といたしましてはそのような意図を持ってゐるものではございせん。これはたびたび申し上げてゐるところでございます。給与の指導という面から申し上げれば、自治省といたしましては、実はこの問題の言ひ方というものを最近に至りまして変えてゐるわけではないわけでありまして、従来から、地方公務員法の定める給与決定の基準に従つてやつていただきたというところは、たびたびそれこそずっともう言い続けてきたわけでございます。それがいろいろな経済情勢、財政情勢といったようなものが絡みまして、最近非常に先鋭的になっている問題が起つた、これもよく存じてゐるところでございます。そして、そういう事情があることはよく存じた上で、やはり給与そのものの立場といたしまして、公務員法に定める適正なものにしていただくたい、このことは常に申し上げていかざるを得ないという立場であらうと思ひます。しかしながら、ただいま先生御指摘のございましたように、自治省としては毛頭不当な干渉をするつもりはございせん。その個々の団体の決定は個々の団体の問題というところで処理されるというぐあいに存じております。

○小山一平君　自治省が干渉にわたつたりするよな意図は毛頭ない、それはもう顔面どおりに受け取つておきます。がしかし、そうではあるけれども、問題になるといふことは念頭に置いて扱

てもらわなくや困るわけですね。おれに何の意図もないからと言ふだけで、実際には問題が生じるわけですから、この通達の作成に当たつては、こういう点には特に留意をしていただいて、他意がないにしても他意があるのかよく受け取られたりいろいろして問題になるというふうなことで、それから、ひとつこれは何でもいままでもおどろきという、これは問題にならざるを得ないのですが、いままでも意図がなくてやつたがいろいろ問題が起きてきたから、今度は同じに意図はないのだから、問題にならないように十分慎重に考へて文案などの作成に当たる、こういうことでやつてもらわなくや困るわけですよ。それでよろしい。

○政府委員(山本悟君)　立場はいろいろと申し上げたとおりでございます。問題になったこと自体いかなる理由であるか、財政の面からする理由であるか、いろいろなこととそういう事態になつてまいつたとは存じますけれども、基本的な考え方そのものは従来から変わっておりませんし、特段にそれが不当な干渉をするような意図ではないということでございますので、その辺は私どもの気持ちも御了承を賜りたいと存じます。

○小山一平君　あなたもいふんがこんどね。そこで、それは干渉するつもりもないということでも私も考えます。だけれども、それがないにもせよ、いろんなことをいままでも起つてきたのだから、いろんな内容の検討に当たつては一層の配慮と慎重さを持つて扱ふと、そんなことはあたりまえじゃないですか。それをいままでも絶対に変わらない、変わらなかつたおっしゃるのをおかしいと思ひます。いままでも他意がなくやつてきたから何でもなかつたならいいけれども、他意なくやつたけれども問題があつたのだから、他意がないにしても、正常な自治省としての行為であつても、その取り扱いに慎重を期する、配慮を加えるというぐらゐのことはあたりまえじゃありませんか。

○国務大臣(小川平二君)　これは自治省の責任と権限においてきつめて自然だと信じておりますと

ころを、従来も格別刺激的な言葉を並べておるわけだとは存じませんが、やつてまいつたわけでございますが、御指摘を受けましたので十分慎重に扱うつもりでございます。

○小山一平君　これはもうこれくらいにしておきましよう。それからこの中に国庫補助金という項があります。これによると、「補助金制度は、ややもすれば国の地方公共団体に対する支配統制の手段として使われやすく、且つ、国と地方公共団体との行政責任を財政の面から混同させる原因ともなるので、可及的に縮減し、一般財源に振り替へることが必要である」と、こういうふうな指摘をしておりますけれども、この補助金制度というものを可及的に縮減するといふ努力というものはいままでもいささかもなかつた、増大することはあつても縮減することはなかつた、私はこういうふうに思ひますが、どうですか。

○政府委員(青藤義君)　国庫補助金につきましては、一般的にできるだけ地方の自主性を尊重する、こういう立場から、これを整理をいたしましてそれを一般財源に振りかえていくということ、私どももそのとおりだと考へておりますし、またできるだけそのような措置をとりたいということでもその後も努力をいたしておるところでございます。その後は、なかなか御指摘のようにいろんな問題がございまして、補助金の整理は必ずしも進んでおるとは言い得ない面もあらうかと思ひますが、零細、弱小補助金等を整理をしていくとか、あるいは補助金につきましても同様な性質のものをまとめてメニュー化をしていくとか、こういう面の努力につきましても毎年若干ずつではございますが、それが進んでおるよう考へております。

それから、御指摘の勧告の場合におきましては、昭和二十五年の財政措置の場合にかなり大きな補助金整理が行われておるのでございまして、当時、二十四年度の価格で二百七十七億、二十五年度の価格で三百四億ほどの金額の補助金が整理をされました、これが当時の地方財政平衡交付金でござ

ました。

いますが、これに移し入れられたと、こういったことで、当時委員会の御報告になりましたものは、かなり当時の措置としては大幅に取り入れられておったと、このように考えております。

○小山一平君　ところがその後ふえてきちゃった。後が悪い。昭和二十五年——ちょっとこれ金の単位がもう全然狂っちゃっているからなんですけれども、昭和二十五年の、たとえば地方税は千九百億、これに対して国庫補助金は九百億でございまして、ところが、昭和五十二年でどうですか。地方税が十兆四千九百十七億でしよう。これに対して国庫補助金は約七兆五千億じゃありませんか。二十五年にはなるほどそういうような措置が講ぜられて減らされたかも知れない。地方税に対する比率が五割以下だった。ところが、五十二年度になったらこれが七割を超えてしまった。これじゃ、この報告に従って国庫補助金というふうなものはできるだけ縮小していこうという方策がとられなかった証拠じゃありませんか。そうじゃありませんか。

○政府委員(宮藤義秀)　先生御案内のように、この後昭和二十六年に再び報告がございまして、二十七年でございまして、ちょっと正確に覚えておりませんが、地方財政法の再び改正が行われて、例の負担区分の規定が出てまいったわけでございます。原則として地方が行う経費は原則として地方持ち、この原則は変わりませんが、御承知のように、法令上定められました義務的経費について負担区分の思想を持ち込む、それから公共事業について負担区分の思想を持ち込む、それから災害復旧事業について負担区分の思想を持ち込む、こういったような制度改正が行われておりますのは、先生御案内のとおりでございます。その後の大きな変動といたしましては、義務教育関係これにつきまして大きな変動がございましたことと、それから公共事業関係、これもその後量的にはかなり伸びてきておると思っております。

したがって、このように負担区分ということによって定められましたものについての国と地方との負担、これはまあそれが一応前提になってその後の財源措置も行われておりますので、これは単純に整理をしていくという補助金、これに該当することはむしろ少ないのじゃなからうかと思っております。その他のいわゆる十六条に規定をいたしますような補助金、そのほかのものについては、これはできるだけ整理をしていくべきだ、という考え方で私どもも立ち、大蔵省にもお願いを申し上げ、各省にも連絡をいたしておるわけでありまして、これはなかなか思い切ったように進んでおりませんが、毎年幾つかずつの措置は続けておる、基本的な考え方は先生御指摘をいただいたとおりだと、こういうことでござい

ます。

○小山一平君　それでは、自治省とすれば、いわゆる国庫補助金というものはできるだけ縮減を図っていきたい、思うように成果は上がらないけれども、いままでやってきたし、これからのその方向で努力をしていく考えだと、こういうふうに解していいわけですね。

○政府委員(宮藤義秀)　財政的な、一般的な考え方としては、まさしくそのとおりと考えております。

○小山一平君　それからここに、いつも同じようなことになりましたが、国庫負担地方職員は設置すべきではないと、昭和二十五年の報告に出てますね。大臣、いつもこの問題が議論されるわけですが、いまでも、よほど腹を据えて取り組んでいただかないと、なかなかむずかしい問題であることはわかるのですけれども、前にもお聞きをしたことですからもう一度お聞きをするつもりはありますけれども、大変こういう古い経過をたどっている問題がいまごにこに存在しているというところをしっかりと認識をさせていただいて御努力をお願いしたいと思います。よろしゅうございませうか。——大臣はそういうことだそうですから、(会釈)じゃ記録にならぬから(と呼ぶ者あり)まあ、次のこととあわせてやることにしましょう。

私がこのことで御質問を申し上げたら、地方債のこの許可制というものをやめていく方向というものはお考えにならないような、こういうお答えでございました。今後、「地方債の発行は、原則として地方公共団体の自由とし、現行の制限はすべて廃止することを勧告する」、こういうふうな書いてあります。しかしながら、「但し、地方財政の健全を図り、地方債の信用を確保するため、次の措置を採ることが必要である。」と言って、ある程度の制限事項がここに示されております。地方債の現行のような許可制、このまま今後も続けていくおつもりですか。

○政府委員(宮藤義秀)　地方債につきまして、この当時も報告がございましたし、ただいまもまたこのような許可制についてどう考えるかといったような御指摘があったのでございますが、この当時の報告の際にも、いま御指摘がございましたように、原則としてフリーと、こういう原則はとりながらも、その財政状況そのほかの問題から、お読み上げいただきましたようなさしあたりの制限措置、こういうものは考慮をされておったわけでございます。しかも、さらにこの当時は地方債の原資は全部政府資金でございまして、その後の報告でも、民間資金も活用できるようにすべきであるという御報告も当時いただいていたのでございまして、ところが、最近の状況は、先生御案内のように、非常に多くの額が政府資金以外の民間資金等に頼らざるを得ない地方債の状況になっておるわけでございます。この点につきまして、やはりこの原資の配分をどうするか、資金配分をどうするか、この問題が一番重要な問題となつて現実には起こつておる。これはお認めをいただけるだろうと思つてございまして、全くのフリーにいたしてしまふと、強い団体だけが資金が確保できてあとの団体は資金手当てができない、こういう問題があるかと思つております。

しかし、先生御指摘のように、この地方債の許可を通じて地方団体の自主性を阻害するとか、あるいは手続が非常に複雑で仕方がないとか、こういうような弊害はためていかなきゃならぬ、これは私もまったくそう考えておるわけでありまして、最近、先生も御案内のことと思つておりますけれども、地方債の許可に枠配分という手法を用いております。これは当時のこの委員会の報告の中の手法としても示されておった手法でございまして、つまり、都道府県ごとに一定の事業につきましての地方債の許可総額を枠として渡し、それをどの事業にどう使うのかは地方団体の自主性に任せると、こういう手法でございまして。これは自主性を阻害をいたしませんし、手続もひどく簡素化をするわけでございまして。現在の実態としては、一般会計における地方債の八割以上の額はこのような枠配分措置によつておる。ことしもまた拡大をいたしました。そのようなかっこうで措置をいたしてまいりたい。いまのような資金状況でございまして、地方債を全部不要許可にしてしまふことは大変むずかしい問題があり過ぎる、こういう考え方でおります。

○小山一平君　そうはおっしゃいますけれども、地方団体は、いま御説明のようなことで地方債が適当に扱われていると実は考えていないわけですよ。いろいろ問題を提起しているでしよう。もっと簡素化せよとか、もっと自由裁量の範囲を広くしろとか、あるいはまた、どういふ範囲以外は許可だなどというのをやめろとか言っています。それから、この問題が出ると皆さんの方では、貧弱団体が地方債の消化に困るだろうというのをよく言われますけれども、だからこそそういう団体に對しては、地方団体金融公庫などをつくつてそしてそういう弱小団体に対する対応を考えればいいではないか、こういうことが提起をされているものもそこにあるわけです。ですから、一切合財野放しにしろなんというふうなことはやるべきでもないし、私もそんなことを主張するつもりはありませんけれども、まあいぶん昔に比べれば改善されてきた点のあることは私も承知をしておりますけれども、こういう原則に従つて一層の改

であるというは私もそのとおりだと思いますので、今後できるだけ地方税制、特に市町村税制は強化をしていくべきだ、そのように考えて努力をしたい、こう申し上げておるのでございます。

○小山一平君 これはいつも問題にされることですが、税配分について、国のいま持っている税源を地方へ大いに移譲をしていかなきゃならぬ、こういうことが常に言われているし、私も主張しているわけです。たとえば昭和四十八年の数字を見ますと、税配分の比率は国が六八・四％、地方が三一・六％、こういうふうになされております。そして実際使るときにはどうなるかというと、国は三四・八％、地方が六五・二％、こういう数字になるわけです。

そこで、私はこの税配分について、現在、國の持っている税源を地方へ相当に分割、移譲しても差し支えないし、それが妥当な案ではないかと、こう思うわけです。ですから、私はさっきもその問題に触れたのですが、少なくともある一定規模以上の都市自治体は、地方税収を主たる財源として、交付税の厄介になるなどということなく運営ができるように、そしてまた主として過疎地域の市町村などでは特に地方交付税によって調整をされる、こういうような改革というものがこういう数字を見ても必要である、そう思うのです。これはひとつ大臣から——仕事は地方がたぐさんやっていると、その財源は地方税でなくて補助金や交付税やそういうもので賄われる、これは大変不自然な案ですから、独自の財源、地方税を拡充強化をしていく、こういう方向で大臣の格段のお骨折りをぜひお願いをしたいわけです。

○國務大臣(小川平二君) 地方税につきましても、税源の偏在ということもございしますから、やはりこれからの交付税の調整機能には期待していかねばならないと存じます。先ほど来御指摘のことはことごとく仰せのとおりでございますから、これから先も税源の充実ということにはひとつ懸命に努力をしてみたいと思っております。

○小山一平君 ですから、私は、地方交付税は場合によれば率を少なくしても地方税を強化をしていいと思うんです。そして、いまのように地方交付税となれば、一般市民は申すに及ばず、自治体の行政担当者といえども、一体なぜ交付税がこれだけの額になって交付されてきたのかということとを十分に理解することが困難だ。これほど複雑精緻に積み重ねる自治省の能力というものは世界的にも高く評価をされているさうだけれども、頭のいい人だけわかって、国民はわからないじゃこれ困るわけですから、もう少し交付税というものが、受け取る方も、こしはこうなつてこうなるからこれだけ来るはずだなどと、少なくとも納得のいくような形でこれできないのですかね。

わからないうです。私もさういふんやりしたけれども、何しろ複雑でとてもとても、余り頭がよくないせいも手伝っているかもしれないけれども、非常にむずかしい。もう少しこれわかりやすい、何か、国から地方へ来てみて初めて、はいありがとうございましたと、中身のことにについては議論のしようもないということのないような方法というものはいいですか。

○政府委員(眞藤義典君) 交付税算定の仕組みの問題でございますが、御指摘のように、いま各費目ごとに分けまして数値、単位費用を乗じ、補正係数を乗ずる、これを積み上げる、こういう方式をとっております。これを積み上げる、もつと簡素化をしろという御要望のありますことはよく存じております。しかし、また他方、別には、各団体ごとの立場になつてみますと、この変換をします経済社会情勢、住民のニーズも増加をしております。これに対応してもつと的確に財政需要をあらわすようにと、もつと的確にあらわすというところはもつと複雑化をしろということでございます。補正係数をいろいろ使え、同じ単位費用ではやってもらつちゃ困ると、こういう主張もあるわけでございます。間の板はさみになりまして、私も大変いろいろ苦勞をいたしておるわけでありまして、毎年の改正は必ず各地方団体の御意見

を十分拝聴しながら、大方の御了解を得た最大公約的な意味での改正を行つてきておるところでございます。

なお、これは両面の要請があることはよく私も存じておりますので、二律背反ではございますが、できるだけ的確に地方団体の財政需要をあらわしながら、しかも簡素な方法という方向に向かって努力はしてまいりたい、そのために地方団体からもいろいろ御知恵を拝借したい、このように考えている次第であります。

ただ、一言だけ申し上げておきますと、このような算定の方法、複雑ではございますが、積算の基礎その他のものは、分厚い本ではございますけれども、全部資料は天下に公開をしております。したがって、御自身で計算をしてみれば、全然わからないとよくおっしゃられるわけでございますが、そういうことはないのでございまして、むずかしいことはよく存じておりますが、御趣旨を体していろいろ努力をしてみたい、こう考えております。

○小山一平君 こういう意見を学者の中で主張をされている方がありますね。國の税源を地方へ大いに移譲すべきである、そうして具体的には、たとえば所得税を地方へ移譲しちゃつてみたらどうだろうか、そうすると、現行の地方税収入に匹敵する額だから地方財源が二倍になる、こうなつてくると交付税の御厄介にならない地方団体も相当出てくる、そこには地域格差というものもありまして、そこには不正が出てくる、そういうものを地方交付税で調整していけばいいではないかと、こういう大胆な改革というものをいまはやっていいじゃないか、こういう提言をしている学者がございしますけれども、これいままさぐさどうとすることはありせんけれども、一つのテーマとしてどうお考えになりますか。

○政府委員(眞藤義典君) 國、地方を通じます税源の再配分の問題は、いろんな観点から考慮をすべき問題点がたくさんあると思ひます。そういうものの一環としていろいろな御主張があります。

とを私どももよく存じております。なおまた、ただいまの事態では、毎度申し上げておりますように、國、地方を通じての税源の總量が足りないという現実の事態でもございしますので、これを増加をさせていく場合に、その増加をしたものを含めまして國と地方とどう分けていくか、この問題も今後の大きな問題であらうと考えております。

所得税の地方税移譲の問題、これはどの程度移譲するかにもよると思ひますが、たとえば所得税そのものを全部移譲するとか半分移譲するとか、こういうようなことになつてまいりますと、先ほど大臣からも申し上げました税源の偏在という問題もございします。著しく税源のございしますところはそれによって非常に多額の税収入が生じ、その分國税の収入ももちろん減りますが、それにリンクをいたしました地方交付税の額も減つてくる、こういうふうでございます。言葉ははなはだ悪うございしますが、いまの総財源で賄えない一定のロスが出ると申しますか、そういう事態も起こらうかと思ひます。したがって、これは程度問題だと思ひますが、今後地方税源を増強するという立場に立ちながら、いろいろな税源再配分の問題について今後真剣に検討していかなければならぬと、こう考えておるわけでありまして。

○小山一平君 まあひとつ、地方の自主的な最大の財源である地方税、これを拡充強化を図つていくと、こういうことで特に格段の御努力をお願いをしておきたいと思ひます。

だんだん時間もありませんから次のことをお聞きいたしますが、五十年、五十二年、こしを含めて、地方交付税特別会計が借り入れを行つて、その返済については自治、大蔵、両大臣の間の取り決めに基つてその時点で方策を立てると、こういうことになつておるのです。来年は五十年度分の返済開始の年になります。どうですか、現在のような財政事情のもとにあっては、これを地方に持たせるなどということは私はできるはずがないし、やるべきではない、当然これは國の責任

で支払っていくと、こういうことにすべきだと思ふのだけれども、いざ予算の折衝などの折にはこの問題が登場してくるわけですから、私はぜひ自治省とすれば、これは両大臣の間の取り決めに基いて考え、とても地方にはこれは負担などというものはさせられるべき情勢ではない、ぜひこれは国で責任を持つべきである、こういう態度を決めて臨んでいただきたいと思いますが、決まっておりますか。

○国務大臣(小川平二君) どういう方法をとりますかはその時点で考えることでございますが、いかなる方法をとるにいたしましても、地方財政の運営にいさかでも支障を生ぜしめない処置をする、これが覚書の趣旨でございますから、必ずそのようにいたしますことを約束いたします。

○小山一平君 最後のところへ来ましたが、こうしていま午前からの議論を進めてきたのですが、いざにしてもこの行政改革、財政改革、地方自治の確立、こういう問題が直面することは、その改革はことごとくいま国の持っている権限あるいは財源を地方へ分割移譲するところへみなくてはなりません。中央集権から地方分権です。ですから、さっきここで私が地方行政調査委員会議の序文を読みましたのも、中央集権ではなくて地方分権を目指すのだというこの原点、これがなければ私は行政改革も財政制度の改革も、これはほとんど実行に移すことはできないのではないか、こういうふうな常々私は感じていたわけなんです。まあ八月を目途に大分行政改革の構想をまとめられるようにございませうけれども、私もほどうしてもこの地方分権を志向していく、こういうしつかりした姿勢に基づいて行政改革に取り組んでいただくという決意がない限り、これはいまままでと同じように、言つてはみるが一つもできないところへいくことになるだろうというふうに思います。これはそういう私の日ごろの考えでございますが、大臣がいまも言われたように地方税源を強化していく、地方自治の確立をしていく、そしてそれは中央集権と反対の地方分権で

ある、地方分権を目指してそうした問題の改革に御努力をいただくと、こういう決意のほどを私はぜひきょうはお伺いをいたしたいわけなんです。

○国務大臣(小川平二君) 先ほど来いろいろ貴重な御意見を承らしていただきましたが、今後とも国と地方の協力関係を維持しつつ、先ほど引用なさりました地方行政調査委員会議の勧告の趣旨に沿って努力をしてまいりたいと思ひます。

○小山一平君 これで最後にいたしますが、私いままで幾人かの自治大臣のときこういう話をやりましたのですが、どなたも地方分権という言葉は何ともしも口にしかたない。これは私は実に不思議に思ふのです。地方自治を確立していくということは地方分権の思想です。地方自治を強化発展をさせるということは賛成だけれども、地方分権を志向するということがなると、もう何としてもそのことだけは言わずに済ませたい。これじゃ大臣、とても行政改革はできません。私は、日ごろ敬意を払っている大臣のことでもあり、私たちと同じような考え方に立つてできるだけの改革を行つて、ぜひ地方自治の進展を図るようになっていただきたい。大変恐縮ですが、もう一度だけ御答弁をいただければ幸いです。

○国務大臣(小川平二君) ただいまお耳に入れたことで尽きるわけでございます。地方行政調査委員会議の勧告を最も貴重な指針と心得て努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○多田省吾君 五十二年の地方財政対策も、過去二年間の地方財政対策と同じように一時しのぎの措置でございます。五十二年以降も相当の財源不足が見込まれますが、一体どのように地方財政健全化を図るのか、まず基本的な考え方を示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮澤義典君) ただいま御指摘をいただきましたように、五十年以降、もうこれで五十二年まで三年、大変な地方財政危機が続いております。今後まただいまの情勢のままで推移をいたしますならば、やはり財政危機、これは続くのではなからうかと大変私も危惧をいたしておるわけでございます。

けでございます。

そこで、今後のあり方でございますが、国の財政及び地方の財政を通じて、例の昭和五十五年までの中期財政収支見通し試算等をお示しをいたしておるわけでございますが、今後経済の情勢が安定をしてくる、安定成長の線に乗る。こういう状況に迎へて、やはり財政制度にかなり大幅な抜本的改革を加えていく。中期試算では五十五年までに、国、地方を通じて国民の租税負担の三割のアップ、こういうものを一応前提にいたしておるわけでございますが、そのような措置を通じて地方財政の健全性を回復すると、こういう考え方をしております。

○多田省吾君 具体的な財源不足対策についてお伺いしますが、五十三年度以降において、われわれは土地増価税とか、そういう具体的な対策を出してこの前からお伺いしているわけでございます。しかし、大蔵省、自治省ともにまだ具体的な御答弁がないわけでございますが、五十三年度以降といふと幾つもありません。五十三年度以降具体的な財源不足の考え方を示していただきたいと思います。

○政府委員(宮澤義典君) 御指摘のように、ただいまの段階では具体的にどのようなものという段階まで詰まっております。全般的にただいま税制調査会等の御審議を煩わしております最中でございまして、その間、所得関係の税をどうするか、法人関係の税をどうするか、ただいま御指摘のようないくつかの間接税問題がございまして、それからもう一つ間接税問題がございまして、そういうものをどう考えていくのか。こういうもの、そのそれぞれの検討、これを通じて将来の税制改正、これが組まれていく、こういうように考えておるわけでございます。現在税制調査会でせつかく御審議を賜つておる最中でございます。

○多田省吾君 じゃ、自治省としては一体どう考えておられますか。税制調査会に対しても、ただお任せするじゃいけないと思ひます。やはりいまま地方財政がことのほか緊迫しているときでございますから、自治省としてもやはりわれわれが主張しているような、たとえば地方税源といたしまして土地増価税というものはどうかというふうな、そういうような自治省としての提言をなさつたらどうですか。ただ調査会にお任せするということでは、いつまでもこれは地方財政健全化にはつながりません。

○政府委員(宮澤義典君) お答えいたします。ただいま財政局長からお答え申し上げましたように、現在各般にわたつて検討いたしておりますが、いざにいたしましても国税がらみと申しますか、地方税、国税通じまして検討いたさなければならぬわけでございます。御指摘の土地増価税につきましては、資産課税のあり方をどのように持つていくかということにつきまして、いろいろ基礎的なデータも示して御審議をいただいております。さなかにございまして、私どもとしては、いざにいたしましても地方税源の充実に寄与するような形の税制がございまして検討をし、また意見を申し上げて御審議を煩わしたいと、このように考えておるわけでございます。

○多田省吾君 相変わらず全然具体的ではありませんけれども、五十二年の地方財源不足額のうち九千四百億円を借り入れ、そのうち五千七百七十五億円を後年度返済措置をとることにしたけれども、このような案をいつまでも続けることは、これは将来借入金の償還額が非常に多額に上りますので、このような措置をとらずに、当然地方交付税率を引き上げる措置をとるべきではなかつたかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(宮澤義典君) ことしの財政措置といたしまして、地方財政計画の算定を通じて計算いたしましたところ、二千七百億という膨大な財源不足が生じた。これを何とかしてでも補てんをしなければならぬという立場で編成に向つたわけでございます。その結果、ただいまのような時勢でございますので、建設事業関係の負担について地方債を高率に充当する、こういう措置は

不足する場合には地方行財政制度の改正または税率の変更を行うものとする」と、このようにはつきり法律にあるのでございますから、地方行財政制度の改正でもない、税率の引き上げでもない、この国の措置額四千二百二十五億円というものはどのような性格のものなのか、これは大臣からはつきりした御答弁を求めます。

○國務大臣(小川平二君) この点につきましては、しばしば御批判をいたしておるわけでありまして、その都度同じことを答弁申し上げておるわけでございますが、五十二年度においてとりまする措置は恒久的な措置だとは考えておりませんし、また、文字どおりの抜本的な改正だとも存じておりません。これが実行できなかったことを残念に思っておるわけでございますが、法律の問題につきましては、これは法律の解釈でございますから、文言に即してこれは解釈さるべきだと考えておるわけでございます。法律は單純に制度の改正と規定をいたしておるわけで、しかじかの改正をせよと要求をしておるわけではございませんので、恒久的、抜本的制度でなくとも、なおかつこれは制度の改正であると私どもは信じておるわけでございます。これが全く実効を伴わない措置でありますと、これは法律の趣旨に照らして問題がございますし、いま御指摘のあった四千二百二十五億円、これと臨時特例交付金の九百五十億円を加えました五百七十五億について見ますれば、これは五十二年度において三・六％の税率引き上げを行ったのと効果において全く異ならないわけでございますから、法律の趣旨に沿った措置であると信じております。また、違法の措置でもない、こう考えております。

○多田省吾君 私はもう完全な法律違反だと思ふのです。効果において異ならないことならもう何をやってもいいということになったらこれは大変なことじゃありませんか。

先ほど局長からお話しありましたけれども、過去二、三年の地方財政計画の決算を見ましても、五兆円近く予算と決算の乖離が見られるわけでご

ございます。したがって、今回の二兆七百億円の不足見込み額というものが疑問が持たれるわけでございますけれども、これをどのように考えておられるのか、その根拠をお伺いしたいと思います。

○政府委員(首藤嘉彦) ただいま御指摘をいただきました決算と財政計画の乖離でございますが、これは御指摘のようにならざるの乖離でございます。しかし、この乖離の中には、先生も御案内のように、違つておつて別に差し支えがないと申しますか、しかるべくして違つたと、こういう面もあるわけでございます。たとえば昭和五十年年度の決算と計画の乖離を見ますと、全く形式的な乖離は約四兆円乖離がございます。御指摘のうちに、しかし、これはその後の補正措置でございますと、か、年度ごとの繰り越しの額でございます。約二兆九千億、繰り出しの乖離でございます。また、この乖離の内訳を調べてみますと、人件費におきまして約一兆三千億の乖離、それから一般行政費におきまして約一兆四千億、それから投資的経費、これにおきまして約三千億、こういった乖離でございます。そのほか、計画の方が多い方もございますが、それを差し引きいたしました二兆九千億という額になっております。

これを財政的に考えてみますと、歳入面では、地方債で枠外発行の地方債が約七千億ほどございまして、これが投資的経費の差とほぼ見合います。少し余りがまいります。それから雑収入関係、これで約一兆七千億余りの乖離がございまして、これは主として年末の企業に対する貸付金、こういったような年度内償還のものによりまして歳出がふくらんでおる、こういうことで、実質財源は所要でないわけでございます。こういうものが先ほど申し上げました一兆四千億という一般行政費の乖離の根つこになつておる。そのほか、税収の増等が二千数百億、使用手数料等の増が約二千億、こういったようなものがございまして、こういったような歳入のものとやりくりで、約一兆三千億

という人件費の増加、これが賄われたのが五十年の決算であらうと思つておるわけでございます。したがって、このような乖離につきましては、従前とも、できるだけこれを実質的な内容のありますものは直していくという方針をとつてまいつてきたのでありまして、五十年年度にも五十一年度にもかなり大幅な計画の修正をいたしました。その結果、最近決算と計画との乖離は教員にはかなりずつと詰まつてきておるわけでございます。

一方、地方財政計画でございますが、これは御指摘のように、地方財政計画では標準的な地方財政のあり方、通常の事態におきまして見込み得ます歳入歳出のあり方、これを根つこにして計算をいたしております。そういう意味で、計算ができませんものについては、これは恣意的な、あるいは人為的な、あるいは査定のなと申しますか、そういったような操作を一切加えずに、正直に財源の過不足額を算定した結果二兆七百億、このようなかっこうになつておるわけでございます。したがって、この財政計画に出ました歳入不足額は五十二年度においては完全に措置をされておるといふことが言えるわけでございますが、なお先ほどの五十年の例で申し上げましたような決算上の乖離は若干生ずること、これはあらうと思ひます。しかし、これは先ほど申し上げましたような歳入の対比との関係において生じます乖離もございまして、地方財政の運営としては従前どおりの体制ではやつていくことができるのではないかと、このように考えておるのであります。

○多田省吾君 若干具体的なお聞きしたいと思ひます。

人口急増地域における公立小中学校用地取得に対する国庫補助は現在どのようになっておりますか。

○説明員(倉地克次君) 私ども、公立の小中学校の用地費について補助しているわけでございますが、これは急増市町村に対して、従来から用地に

ついては起債、交付税でやつてまいつたわけでございますが、特に急増市町村におきます用地の取得費が財政に及ぼす影響が非常に大変であるといふことでございまして、四十六年から緊急の五カ年対策として始めた制度でございまして、それで、五十二年度からさらに五カ年間延長したわけでございますけれども、それまでは、小学校で千人かつ五%が三カ年間に増加する市町村、それから五百人かつ一%増加する市町村という二つの要件でやつてまいつたわけでございますが、五十二年度からは、さらに諸要件を勘案いたしまして三百人かつ一五%増加する市町村まで加えてやつておる次第でございます。

なお、中学校につきましては、この人数は約半数になつて既定要件というものをやつておるわけでございます。そのような制度でやつておるわけでございますけれども、五十二年度におきましては、従来の補助面積を大幅に増加いたしました。三五%増の面積として補助対象面積を確保している次第でございます。

○多田省吾君 補助率はどのようになっておりますか。

○説明員(倉地克次君) 補助率は三分の一でございます。

○多田省吾君 たとえば、ある学校が土地を借りてやつてきましたけれども、人口の増加等、学校の内容も高まつてくるということで、体育館の施設も狭くて建てられない。そこで別のところに用地を買収したという事例があります。で、先ほど補助率三分の一と申されましたけれども、その場合、新しい用地に対して三分の一の補助はつくのですか、どうですか。

○説明員(倉地克次君) いま先生の御質問の件は、学校を移転したような場合ではないかと思ふ次第でございますが、そういう場合に対する用地の補助といたしましては、新しくした、新しく買収した面積から現有の面積を控除した残りの面積を補助対象面積とするといふことでございまして、

○多田省吾君 いま簡単に移転と申されますけれども、現在の地域においては体育館の施設も狭くて建てられない。これはもう教育上大変な問題です。だから、やむを得ず新しい用地を買収したといふことですね。それが今度は新しい用地マイナス借りていた敷地を差し引いたものにこの補助が来る、差し引いたものが補助対象面積になるという理由は私は解せないと思ふのです。どうですか。

○説明員(倉地克次君) いまお答え申し上げましたように、学校が移転するのはいろいろ事情があるかと思ふ次第でございますが、移転する場合には現在の敷地があるわけでございます。その現在の敷地が、まあ売却するなり、またほかの用途にいろいろ使われるわけでございます。したがって、売却されたような場合については、これはそれだけの財源が出るわけでございますので、現有面積を新しく購入した面積から控除して残りを補助対象面積にするという制度をずつとつておるわけでございます。

それでいま先生の御質問のありましたのは、現有面積の中に借用している面積があつた場合に、それまで控除するのはいかかであらうかという御質問であらうかと思ふ次第でございますが、五十一年度までは、私も申し上げました、非常にこの予算も窮乏でございましたので、まあ理屈を申し上げまして大変恐縮でございしますが、これまでずっと使用してきた校舎でございまして、そういう場合にはむしろ学校の移転といふことよりも、新たに学校を分離して古い教室も使用していただき、かつ新しい学校もお使いいただくのが最も効率的な制度ではないかというふうに考えておつたわけでございます。そういう観点から、五十一年度におきましては、分離をされないで移転された場合には、その従前の用地の中に借用地があつてもそれを補助対象面積から控除するといふ制度をとつてきたわけでございますが、いま先生のお話にありましたように、市町村がまあ相当大規模な学校の危険改築を行うとかいろいろの場合には、従来からありましたいろいろな小規模学

校の教育条件の悪い点を一挙に解消しようという気持ちもわかるわけでございますし、また、学校分離ということになりますと、校区の再編成など非常に住民の御理解を得なければならぬようなむずかしい問題もあるわけでございますので、先生の御指摘にありましたような、借用地が従来の学校の面積の中に入っておりまして、これに補助対象面積から控除するということ、これは五十二年から行わないようにして、一歩改善を図っている次第でございます。

○多田省吾君 私に質問したのは、買収した土地を移転するんじゃないかと、借りていた土地を今度は新しく買収した土地にする場合に差し引くのはおかしいじゃないかと、こういう質問をいたしたわけでございますが、まあ後からその説明をなさいましたけれども、最初の土地が買収していた土地だったならばそれは売却ということも考えられますけれども、借用地なんですから売却はできません。それは昭和五十二年から差し引かないようにすると、このようになるわけでございますか。

○説明員(倉地克次君) 御指摘のとおりでございます。

○多田省吾君 じゃ、五十一年、五十年の場合はそのまま差し引くと、そうして、差し引いた土地の面積に対して補助対象にするということであって、これはもうどうしても変えられない、そういうことでございますか。

○説明員(倉地克次君) そのとおりでございます。

○多田省吾君 過去の場合においてもそれはよくないと考えたから今度は差し引かないようにしたんだと思えますけれども、新しく買った用地の面積からいまだ借りていた敷地分を引いたものを補助対象面積にするということでは、相当な超過負担になったわけでございます。五十一年度、五十二年においては、ですから、これは五十二年からそういう事態は起こらないとおっしゃいますけれども、五十一年度、五十二年においてはこれは何らかの措置をとるわけにはいかないのですか。

か。

○説明員(倉地克次君) 大変理屈を申し上げて恐縮でございますが、私どもとしては、予算の一番効率的なという観点から申し上げますと、やはり現在ある学校も使いたいだし、かつ、新しい学校をおつくりいただき、両方学校としてお使いいただくのが最も教育施設の効率的な利用であるというふうに考えまして、むしろそういうふうな学校を移転していただく方が、学校を分離してやっていた方が最も妥当であるという考え方で五十二年までやってまいりました次第でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、学校の分離ということになりますと、校区の編成など非常にむずかしい問題が残るわけでございますし、従来の小規模校をそういう機会に一挙に解消したいという市町村の気持ちもわかるわけでございますので、五十二年から一歩前進して、借用地につきましても補助対象面積から控除しないという措置をとることにしたわけでございますので、何分その辺のところを御了承いただきたいと思う次第でございます。

○多田省吾君 まあこれから、五十二年から改善するということでございますからそれはいいと思いますが、過去において、五十一年度等においては、具体的な例をいたしまして、新しく六千坪の土地を八億円を買ったわけなんです。それに対して補助率、交付率などでも相当カットされまして、交付決定を見た額が九千三百九十万円、一二%にも満たないことになったわけなんです。三分の一補助どころか、はつきり言いますと九分の一補助ぐらいです。こういう昭和五十二年における過去の実態につきまして、超過負担の実態につきまして大臣は一体どう思われますか。

○国務大臣(小川平二君) いま御指摘のありましたのは、まあ過去の事例について御指摘をいただいたわけでございますが、これはまあそれなりの措置はいたしておるわけでございます。超過負担一般の問題は、これは地方財政の負担になることでございますし、国、地方の財政秩序を乱すこと

とでもございますから、いままでも、大蔵省はもとより関係省と一緒に実態調査に努めて逐次改善をしております。本年も、たとえば単価の面では、尿処理の施設等は六割増しというに引き上げしておりますし、あるいはいわゆる門、さく、へい、長い間の問題でございましたが、こういう対象差も解決をする、まだまだ差し上げ得たことはわずかでございますけれども、五十二年において事業費のベースで四百九十五億の改善をしたわけでございます。これからはひとつこの問題については真剣に取り組んで解消に努めてまいりたいと思っております。

○多田省吾君 また前の事例でございますけれども、補助分の九千三百九十万円も、これは三年分割で自治体に支払われるということでございますが、そういうことで間違いないと思いませんか。

○説明員(倉地克次君) そのとおりでございます。

○多田省吾君 ですから、今度五十二年から改正されるということもございまして、この九千三百九十万円、これと似たような昨年度において起こったような事例に關しましては、単年度で一括支払いするというにはできませんか。

○説明員(倉地克次君) 一番最初に御説明申し上げましたように、従来土地については起債などの制度によってやってまいりましたわけでございますけれども、四十六年度から緊急五カ年対策ということで用地の補助が始まった特例措置でございます。そういう観点から、四十六年度から三年分割という制度が定着してずっとやってまいっておりますので、これをにわかに変更することは私どもとしては非常に困難ではないかと、そういうふうに考えておる次第でございます。

○多田省吾君 これはまた改めて質問したいと思っております。

次に、本会議の質問のときにも伺いましたのでございますが、交付税の寒冷補正について、大臣の御答弁には、寒冷補正に用いる積雪の差による級地の区分は、その基礎となるデータが昭和二十

五年から四十四年までのものということで、これは古いので見直しをされるという大臣答弁があったわけでございますが、早急に見直しをされるということですか。また、いつごろ見直しをされるお考えでございますか、その辺をお聞きしたいと思います。

○政府委員(石原信雄君) 寒冷補正の級地区分に用いておりますデータは、ただいま先生御指摘のように、積雪度につきましては昭和二十五年から四十四年までの二十年間のデータをもとにいたしまして、地図の上に積雪度の曲線を描いて、それで級地指定をいたしております。それから寒冷地につきましても、同じく寒冷度の曲線を描いておりますが、その基礎データは昭和六年から昭和三十五年までの三十年間のデータを用いております。これらのデータにつきましても、その後の気象の変化等によりまして、見直しをしてほしいという意見がこれまでありまして、特に本年は豪雪というところもありまして、その点の要望が強く出てまいりましたので、本年度から見直しのための準備にかかりまして、できれば五十三年度中にその調査を完了して、五十四年度には新しい級地区分による適用をいたしたいと、そのようなスケジュールで検討を開始いたしております。

○多田省吾君 同じく豪雪地帯に対する起債対象事業の拡大について本会議でも質問したんですが、御答弁がなかったわけでございますけれども、地方の要望も非常に強いわけでございますが、この点はどうか考えられますか。

○政府委員(石原信雄君) 豪雪債につきましても、現在一般単独事業債の枠内に別枠をつくりまして認めているわけでございますが、現在には要望の最も強い道路及び除雪機械、それからこれに関連する各種防除施設の整備、こういうことを対象にいたしております。で、私どもこれらの対象事業で、関係団体の御要望はこれまでのところは大体充足しているように思うのでありますが、その後の豪雪地帯における事情の変化等で新たな事業対象拡大の要請があれば、それらをさらに検

討いたしまして、必要によつては対象を広げることとを検討してまいりたいと、このように考えております。

○多田省吾君 それから積雪寒冷地域における木造家屋の評価について、寒冷補正をいたしまして最高二五%の割増し償却を行うこととしておられるとありますが、この二五%の根拠について伺いたいと思ひます。

○政府委員(福島深君) 積雪寒冷地域におきまして割増し償却の二五%の率は、実は三十九年度から設定をされておるわけでございます。ただ、二五%が適当であるかどうかというような問題もございまして、四十九年度に実態調査をいたしたわけでございます。その実態調査によりまして、積雪量が非常に多くて寒冷度の高い地域の家屋の調査をいたしたわけでございますが、建設後三年程度経過をいたしました木造家屋の調査をいたしまして、その損耗度を調べたわけでございますが、その損耗度を現在の評価基準にございまして木造家屋総合損耗減点補正率基準表という表に照らし合せて判定をいたしますと、その損耗減点補正率が約三割程度になるわけでございます。

それからもう一つ、関東近辺のこのような問題のない地域の実態調査をあわせて行ひまして検討いたしますと、その地域におきまして損耗減点補正率が一〇%のランクになるわけでございまして、大体二〇%程度の違いということが調査の結果出ているわけでございまして、そのようなことから、三十九年度以来設定をされております二五%の損耗補正率は適正なものではないか、このように考えております。

○多田省吾君 まあ豪雪の質問に関連しまして伺ひますが、過疎、辺地、山村、それから豪雪、こういった地域においては将来にわたつて財政力が強化されるという見通しはないわけでございまして、地方自治の均衡のある発展を図るためにも、地方交付税の算入強化をこういった地帯において図るべきだと考えますけれども、どのように考えておりますか。

○政府委員(石原信雄君) 過疎地域に対する財政措置といたしましては、先生御指摘のように、国庫補助制度において各種の特例があるほか、地方債の面では特に過疎債、辺地債という制度を設け、必要な施設の整備を図るとともに、これらの過疎債、辺地債につきましては、その元利償還金を辺地債については八〇%、過疎債については七〇%を基準財政需要額に算入するという措置をとつておるわけであります。これらの措置のほか、さらに交付税の計算上、過疎地域に特に必要な財政需要額の算入には配慮いたしております。関係費目の財政需要額の算入について、これは最終的には本年の八月末に決定を見るわけであります。現在のところ、単位費用の増額あるいは補正係数の改善等を通じて全体で一四%程度の増額を図つてまいりたいと、このように考えております。

○神谷信之助君 まず最初に、五十二年度の地方財源の対策問題について伺ひしてみたいと思ひます。

最初に自治省にお伺ひしますが、五十二年度も相当大きな財源不足を生ずるであろうということ、昨年の国会の審議を通じてもすでに明らかになつていたと思ひますが、大体展望できたところでございます。そこで当委員会でも、前大臣時代に、五十二年度もそういう状態が生ずれば、交付税法の六条の三の二に伴う規定をする措置を当然考へなきゃならぬ、それに対して、交付税率の引き上げを含めて当然対処しなければならぬというところが答弁を繰り返してなされてくる事態になつたわけであります。そこで自治省、そういう事態が予想されているわけですね。したがつて、これは五十年、五十一年と続いてきて、五十二年度もそういう状態が予想される。とすれば、一つは交付税率の引き上げの問題がある。同時に、制度改正の問題というものは法律の規定がされているわけですから、この五十二年度にそういう事態が生じた場合にどのような制度改正が必要かということについて、当然これは検討されておつたらうかと思ひます。

昨年度、五十一年度において、あるいはそれ以前からだと思ひますが、いずれにしてもその点は検討されておつたと思うのですが、この点についてひとつまず報告をしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(首藤義孝君) 御説のとおり、五十二年度相当程度の不足額が生ずると、こういう見込みもございましたので、不足額が生ずることになれば、交付税法六条の三の第二項、この規定に該当する時期に当たる、そういう認識を私ども持つておつたわけでございます。したがつて、五十二年度の財政対策といたしましては、一つは交付税率につきましても、やっぱりこれをアップをしてもいい、五%程度アップをしてもいい、こういう要求をいたしました。

それからもう一つは、制度改正の基幹となりましてはやはり税制改正でございますので、税源の増強、こういう問題点についていろいろ検討をいたしておつたわけでございます。たとえば税制調査会等にも、事業税問題等を中心にいたしまして、そのほかいろいろあつたかと思ひますが、税制改正等の案につきましてもいろいろ資料等を提出をいたしました。審議をしてもいい、その両面を通じてしかるべき制度改正の措置ないしは率のアップ、こういうものを図つていきたいという希望は持つておつたわけでございます。

○神谷信之助君 その税制改正ですがね、税調に対していろいろな資料を出して検討をお願いをしたというところで、自治省自身としては、事業税の問題は一つ出ましたが、具体的にどういう税制改正を地方税において必要だというようにお考えになつて問題の提起をなさつたのか、この点はいかがですか。

○政府委員(首藤義孝君) 私、直接でございませんで、細かなところまではお許しをいただきたいと思ひますが、いま申し上げました事業税の問題、それから各種の租税特別措置、これに關しますこれらの縮小ないしは廃止、こういうことに伴います問題、それから住民税関係につきましてもできるだけ減税を差し控えたいというようなことを中心に

いたしました増収問題、それから道路目的財源、こういうものにつきましても増強問題、それから高速道路等に対します課税問題、こういったようなものがいろいろあつたらうと思ひます。

○神谷信之助君 それで自治省としては、交付税率の五%の引き上げと、そしていまお挙げになつた事業税、それから租税特別措置、住民税、道路目的の税関係、それから高速道路関係、こういう税源で増収を図るということで、大体結果としては二兆七千億の財源不足になつたわけでありますが、去年そういうことを検討される段階ではまだ数字までははつきりしなかつたかと思ひますが、大体予想される財源不足額はこういう措置によって可能であるという判断に立つておられたわけですか。

○政府委員(首藤義孝君) それは、必ずしもそれだけの措置をもちまして二兆七千億全部が完全に埋まるというところまでは達していません。と申しますのは、先生も御案内のように、ただいま国、地方を通じて一般財源が絶対量が不足をしておる問題でありまして、五十五年までに租税負担率の三%アップ等を含めました措置、これを前提にして例の中期財政試算、これが組まれておつたわけでございます。その時点においても、五十二年度単年度をとり上げますとまだ財源不足がかなり見込まれる、こういう状況でございますので、この一挙動でもって完全解決ということにはまいるほどの措置ではなかつたわけでありますが、いま申し上げましたような諸般の制度改正を五十二年度から始めてほしいということで要求をしたわけでございます。

○神谷信之助君 まあそういうことで検討をされて、昨年税調にも問題の提起をされた。しかし、結局税調としても、法人住民税なんかの少し引き上げの措置とか、その他若干の改善がございましたね。それはやつたけれども、期待をしておるほどの大きな税の増収が得られるということにはならなかつたということで、先般も引例をいたしました。自治省の担当者の皆さんの座談会でもありました。当面の制度改正、行財政についての制

度改正はもう間に合わない、したがって、どうしてもあとに交付税率の引き上げ以外に手はないということ、五%の交付税率の引き上げを要求された。しかも、それは、先ほども話がありましたように、過去数回にわたる交付税率の引き上げとは違って、交付税率の六条の三の第二項に基づく税率の引き上げという、これを前面に出して大蔵省と折衝に入つたというようにお聞きをしておるわけですが、この点はそのとおりです。

して提供する、この点については大蔵省の方も賛成をされておつたわけですか。

〇神谷信之助君　そこで、もう一遍大蔵省にお聞きしますが、自治省の方は、交付税率の六条の三の第二項に基づいて、五%の税率の引き上げを大蔵省に対して提起をする、それを受けとめた大蔵省の側は、これは当然法を守る立場に立っているわけですから、第一義的には交付税率の引き上げ、これは当然法律で決めるわけですから、引き上げが適当かどうかは別にしても、しかし、法律の規定から言えば当然そうすべきである。制度改正が、特に税調の論議でも地方税の増収が予定どおりは認められなかったという結果を踏まえれば、残っているのは交付税率の引き上げしかないという面で、最初、そういうような立場からこの問題についてお考えになったのかどうか、この辺はいかがですか。

〇神谷信之助君　この著しく財源不足が生ずると、引き続いてという問題の解釈について、これはもう前回のたびたび論議になっていますが、かつての塚田長官時代に、それは二年引き続いて三年目もそういう事態という見解、こういう見解が一応自治省としては確立をされてきた。われわれはそれについては反対をしておつたわけですが、二年続いてという著しい財源不足、しかも一割でしか、そういう規模の財源不足を生ずる、三年もそれが予想される、その場合には税率の引き上げその他の制度改正が必要だというように考えたということは、税率の引き上げ、それから制度改正、これらは単年度だけの問題ではない、引き続いて持続する制度改正であり、税率の引き上げになる。したがって、そのためには、一年だけ財源不足が生じたから、直ちにそういう制度改正あるいは財源措置をすぐする、税率の引き上げをやらなくとも二年続き三年目もそうだと、いう状態になったとき、言うなれば財源不足が恒常的に生ずると、そういう事態のときには制度改正または税率の引き上げを考え、やらなくやならぬ、こういう見解でいま申し上げたような自治省の統一見解というのが生まれたのじゃないんですか。その点はいかがですか。

〇神谷信之助君　結論じゃない。まず入り口のところを聞いてみるのです。

〇神谷信之助君　それで、大蔵省にお伺いします、従前の交付税率の引き上げの場合と違って、今度は、いまお聞きのように、交付税率の六条の三の二項に基づく、言うなれば法の規定に基づいて交付税率の引き上げを自治省の方は要求をした。これに対して、大蔵省は一体どういう態度をおとりになったわけですか。

〇神谷信之助君　そうすると、地方税の増収について、自治省の見解と大蔵省の見解というのが完全には一致をしておつたというわけではなかったということなんですか。

〇神谷信之助君　そこで、もう一遍大蔵省にお聞きしますが、自治省の方は、交付税率の六条の三の第二項に基づいて、五%の税率の引き上げを大蔵省に対して提起をする、それを受けとめた大蔵省の側は、これは当然法を守る立場に立っているわけですから、第一義的には交付税率の引き上げ、これは当然法律で決めるわけですから、引き上げが適当かどうかは別にしても、しかし、法律の規定から言えば当然そうすべきである。制度改正が、特に税調の論議でも地方税の増収が予定どおりは認められなかったという結果を踏まえれば、残っているのは交付税率の引き上げしかないという面で、最初、そういうような立場からこの問題についてお考えになったのかどうか、この辺はいかがですか。

〇神谷信之助君　そこで、もう一遍大蔵省にお伺いします、従前の交付税率の引き上げの場合と違って、今度は、いまお聞きのように、交付税率の六条の三の二項に基づく、言うなれば法の規定に基づいて交付税率の引き上げを自治省の方は要求をした。これに対して、大蔵省は一体どういう態度をおとりになったわけですか。

〇神谷信之助君　そうすると、地方税の増収について、自治省の見解と大蔵省の見解というのが完全には一致をしておつたというわけではなかったということなんですか。

〇神谷信之助君　そこで、もう一遍大蔵省にお聞きしますが、自治省の方は、交付税率の六条の三の第二項に基づいて、五%の税率の引き上げを大蔵省に対して提起をする、それを受けとめた大蔵省の側は、これは当然法を守る立場に立っているわけですから、第一義的には交付税率の引き上げ、これは当然法律で決めるわけですから、引き上げが適当かどうかは別にしても、しかし、法律の規定から言えば当然そうすべきである。制度改正が、特に税調の論議でも地方税の増収が予定どおりは認められなかったという結果を踏まえれば、残っているのは交付税率の引き上げしかないという面で、最初、そういうような立場からこの問題についてお考えになったのかどうか、この辺はいかがですか。

〇神谷信之助君　この著しく財源不足が生ずると、引き続いてという問題の解釈について、これはもう前回のたびたび論議になっていますが、かつての塚田長官時代に、それは二年引き続いて三年目もそういう事態という見解、こういう見解が一応自治省としては確立をされてきた。われわれはそれについては反対をしておつたわけですが、二年続いてという著しい財源不足、しかも一割でしか、そういう規模の財源不足を生ずる、三年もそれが予想される、その場合には税率の引き上げその他の制度改正が必要だというように考えたということは、税率の引き上げ、それから制度改正、これらは単年度だけの問題ではない、引き続いて持続する制度改正であり、税率の引き上げになる。したがって、そのためには、一年だけ財源不足が生じたから、直ちにそういう制度改正あるいは財源措置をすぐする、税率の引き上げをやらなくとも二年続き三年目もそうだと、いう状態になったとき、言うなれば財源不足が恒常的に生ずると、そういう事態のときには制度改正または税率の引き上げを考え、やらなくやならぬ、こういう見解でいま申し上げたような自治省の統一見解というのが生まれたのじゃないんですか。その点はいかがですか。

〇神谷信之助君　結論じゃない。まず入り口のところを聞いてみるのです。

〇神谷信之助君　それで、大蔵省にお伺いします、従前の交付税率の引き上げの場合と違って、今度は、いまお聞きのように、交付税率の六条の三の二項に基づく、言うなれば法の規定に基づいて交付税率の引き上げを自治省の方は要求をした。これに対して、大蔵省は一体どういう態度をおとりになったわけですか。

〇神谷信之助君　そうすると、地方税の増収について、自治省の見解と大蔵省の見解というのが完全には一致をしておつたというわけではなかったということなんですか。

〇神谷信之助君　そこで、もう一遍大蔵省にお聞きしますが、自治省の方は、交付税率の六条の三の第二項に基づいて、五%の税率の引き上げを大蔵省に対して提起をする、それを受けとめた大蔵省の側は、これは当然法を守る立場に立っているわけですから、第一義的には交付税率の引き上げ、これは当然法律で決めるわけですから、引き上げが適当かどうかは別にしても、しかし、法律の規定から言えば当然そうすべきである。制度改正が、特に税調の論議でも地方税の増収が予定どおりは認められなかったという結果を踏まえれば、残っているのは交付税率の引き上げしかないという面で、最初、そういうような立場からこの問題についてお考えになったのかどうか、この辺はいかがですか。

〇神谷信之助君　結論じゃない。まず入り口のところを聞いてみるのです。

〇神谷信之助君　それで、大蔵省にお伺いします、従前の交付税率の引き上げの場合と違って、今度は、いまお聞きのように、交付税率の六条の三の二項に基づく、言うなれば法の規定に基づいて交付税率の引き上げを自治省の方は要求をした。これに対して、大蔵省は一体どういう態度をおとりになったわけですか。

〇神谷信之助君　そうすると、地方税の増収について、自治省の見解と大蔵省の見解というのが完全には一致をしておつたというわけではなかったということなんですか。

〇神谷信之助君　そこで、もう一遍大蔵省にお聞きしますが、自治省の方は、交付税率の六条の三の第二項に基づいて、五%の税率の引き上げを大蔵省に対して提起をする、それを受けとめた大蔵省の側は、これは当然法を守る立場に立っているわけですから、第一義的には交付税率の引き上げ、これは当然法律で決めるわけですから、引き上げが適当かどうかは別にしても、しかし、法律の規定から言えば当然そうすべきである。制度改正が、特に税調の論議でも地方税の増収が予定どおりは認められなかったという結果を踏まえれば、残っているのは交付税率の引き上げしかないという面で、最初、そういうような立場からこの問題についてお考えになったのかどうか、この辺はいかがですか。

ように長期的なものでなければならぬのかどうか、この点につきましては、これは法制局等とも、毎々申し上げておりますように十分法解釈について打ち合わせをいたしたのでございますが、ただいまの条文の規定、これが平常の時期であれば長期的なもの、これを前提にしておると、こういう解釈もできますけれども、非常に異常な事態、変動の激しい事態、こういう事態であつて将来の見通しがつかないというような事態にあつては、単年度限りの特別の措置、特例措置、こういうものをとりましますことも、それが制度改正であるという点については妨げがないと、こういうことでございまして、あそこを言う財政制度の改正は、必ずしも長期的なものでなければならぬという制約を加えておると私どもは考えておらないのであります。

○神谷信之助君 それはどうも後からつけた理屈です。五十年に財源不足が生じた。それで、しかもその五十年に生じた財源不足の事態というのは、五十年に解消するということの問題ではなかった。五十年に解消するということでもなかつた。五十年に生じた財源不足について、当時も、そういう地方財政の財政困難、財政不足が相当この時代続くであろうということでは予測をされていまして、高度成長から例の石油ショックで、そして引き締め政策をやる、そして税の減収が生じてくるという事態、これは福田さんが副総理時代の国会答弁でもそうです。少なくとも三年はかかるという事態、それは五十年、五十年、五十二年、引き続いて恐らくそういう事態になるであろうということが予想される。われわれは当時も、五十年の時期から、制度改正または交付税率の引き上げを当然すぐやらなければいかぬ、こう言つて追及したわけですが、それが自治省側の答弁は、これは制度の改正、税率を引き上げた後年度に続くんだから、したがつて、二年それが続いて三年目も予想されるという事態にはそれは当然考えなければなりませんというものが、五十年、五十年のあの財政不

足のときの答弁です。そしていよいよ昨年の国会で、五十二年度も恐らくそうなるのではないかと、そういう点で追及をすれば、それは当然そうだと、六条の三の第二項に規定をする事態が予想されまうと、そういう場合には制度改正あるいは税率の引き上げは当然考えなければなりません、これは当時の福田大臣が答弁しているわけでしょう。

だから、単年度限りでそういう特例措置をやる、それが制度改正だと言つたら、別に法律上はそんな自治省の見解は書いてないんですから、引き続き著しい財源不足が見込まれるとき、予想されるときですから、生じたときですから、しかもそれは見込まれる、予想されるわけですから、一年でもいいし、二年続いたらもうもちろんそれでいい。一年限りの当面の制度改正、いまおつて、ことしとられたようなことが制度改正というならば、それはもうすぐやれるわけですよ。ことしやつたことは去年でもやろうと思えばやれたことですよ。制度改正ですと、これで、六条の三の第二項に言う制度改正をやりましたと言えうわけでしょう。そのときにはおやりにならなくて、そして今度、まあ五%の交付税率の引き上げを要求したけれども、結局うまいこといかなんだと。妥協の産物で苦肉の策として考え出した措置であつて、まあ何とかそれを法律との関係で法制局の見解なんかを求めたりして、とにかくつじつまを合わせているにすぎないというふうに思うんですが、私ども、この辺はひとつ、これ重大問題だと思ふんですよ。この辺はいかがですか。

○政府委員(宮澤義典君) 通常の事態でありまして長期的な制度改正、これができますことが望ましい、これはそのとおりだと思います。しかし、毎年度申し上げておきますように、何分にもこの五十二年のたまたまの時点、経済状況もこういう状況でございます。それからまた、ただいまの公経済における困窮も先生御案内のとおりでございます。少なくとも昭和五十五年まで程度を目標にして非常に大規模な税制の改正を中心といたしますその他の財政制度の改正、これがもう行

われなければならぬ事態に差しかつておりまして、これの行われる事態も、経済の安定度の進行等とともに近い将来に見込まなければならぬ事態、そういうときでございます。したがつて、交付税率の変更は望ましいことではございますけれども、そのような事態を前提において考えました場合には、その長期的な税率の設定ということが、そういう制度改正、経済情勢、これを前提にいたしますと非常にむずかしい問題になる。また、一遍決めておりましたも、その制度改正に伴つて非常に変動すると、こういう事態にもなる、こういう状況であることは先生御案内のとおりでございます。そこで、さしあたりの措置でございますが、五十二年限りの措置ではございますが、五十二年限りの交付税率の総額を増額をする、こういう特例措置をとり、その分についての負担を将来の負担として残すと、こういう改正をいたしたわけでございます。したがつて、私どもの解釈は、制度改正というものがこのような時点にあつて長期的なものでなければ法律に言う制度改正にならないのかどうか、六条の三にいう制度改正というのは長期的な制度改正のみを前提にして考えておるかどうか、こういうことの問題について十分議論をしていただいたわけですが、結論は、先ほど申し上げましたように、こういう異常事態にあつては単年度の措置といえどもこれは制度改正である、こう言つて差し支えがないと、こういうことに相なつたわけでありまして、私どもは、五十二年の財源確保をいたします場合に、財源確保することほちろんでございますが、六条の三というものがあつて、この事態に即してその精神を体して完全な財源確保をしなければならぬと、こういう前提に立つて大蔵省とも折衝をし、かつまたいろいろ相談をし、このような結果に相なつた、こういうことでございます。

○神谷信之助君 いや、そうおっしゃるならば、二年続いて財源不足が生じ三年目もそれが予想される事態という自治省の統一見解は私

はもう撤回したいと思ひます。二年でもいいと、一年単年度で財源不足を生じたと、それで来年度もそのことが予想される、恐らくその次の年もそうなるであろうという場合には、一年限りのそういうやつを制度改正として組まれるならば、遠慮要らぬわけですから制度改正は、単年度ごとに処理できるんです。そうしたら、もうあんな統一見解で三年間とかくしんぼうせいと、そして借金をどんどんふやせるといふようなことはやらぬでいいんですよ。いままではそうやって借金をずつと積み重ねさせながら、起債に振りかえたりしてどんどん借金をふやす、そういう措置をやりながら、そして今度は、どうしても交付税率を引き上げなきゃならぬと、自治省自身もそのことを認めて五%の引き上げを要求した。しかし、いまの経済情勢が見通しがつかぬからやむを得ず単年度限りのやつでも制度改正ということではできないんだという、そういう解釈ができるならば、逆に戻つて、そんなんだつたら五十年のときからそうしたらいい。交付税特会に借り入れたり、起債に振りかえたりする額をうんと減らして、ことしと同じにそれじゃ五十年からやつたらいい、制度改正が単年度でできるのだから。そうやってできるわけでしょう。それはいかがですか。

○政府委員(宮澤義典君) 六条の三の二項が発動される時期になりますことの判定につきましては、先ほどから先生仰せのように、二年引き続き赤字で三年度目以降も赤字が見込まれる、こういうことを言つておるわけでありまして、これは、いわゆる交付税制度が年度間の財源調整と申しまうか、この機能も持つておりますので、ある年には多い、ある年には少ない、こういう年間別のばらつきがあるわけでありまして、これが三年間程度にならして足りない、こういうことになつてくれば六条の三の二項の条文が発動されるべき事態になつた、つまり、これは制度的な改正、税率の修正も含めてであります。そういうことをもつて構造的に対処をしなければならぬ事態になつた、こういう判定をすべきだというのが前

段の解釈であろうと思ひます。したがひまして、五十年、五十二年、これは六条の三の二項の事柄、それを発動する事柄に法律上なっておりますので、六条の三の二項に言う制度改正とか率の改正、こういうものを行うという時期に該当をしないわけでございます。

それからもう一点、五十二年はさき六条の三の二項に該当する時期になりましたので、制度改正もしくは税率の修正をもつて対応すべき時期になりました。これはそのとおりでございますが、その率の引き上げ、制度改正という対応の仕方、これが現在の時点においては先の見通しがつかない事柄であるとともに、近々に税財政制度の大きな改正がどうしても要する事柄である。そういう事態を目前にしておりますので、長期的な制度としてつくり上げることができず、単年度の措置として措置をせざるを得なかつた、こういうのが実情でございます。前段の解釈、後段の解釈、それぞれについてそのように申し上げたわけでございます。

○神谷信之助君 それじゃもう一つ聞きますが、自治省の方で五%の税率の引き上げという要求をされましたが、その五%の根拠というのはどういうところにありますか。

○政府委員(首藤英君) これは私も、税率のアップ、それから税制の改正、こういうものを前提に置きながら秋以降それだけの増強を考へてまいりましたわけですが、御指摘のように、税制調査会等いろいろ税制上の案を出しておられたわけでありましても、現在の経済状況からなかなか大幅な税制の改正が、国税も地方税も増税という意味ではむずかしいと、こういうような事柄にだんだんなつてまいりましたわけでございます。そこで、増税があるかないか、まだつまびらかではございませんけれども、非常にむずかしいという時点に立てば、例の中期計画に見込みましたその増税見込み、これによりまして地方税の増収それから地方交付税の増収、これが見込まれなくなる、したがって、その増税が行われない場合の地方税

と地方交付税の落ち込み、これを交付税で肩がわりをしてもいい、こういう考え方です。五十二年、五十三年の、これは加重平均をいたしました、これを割つてみますと五%程度になりますので、そこで五%程度引き上げてくれなかつた、こういう要求をいたしましたわけでありま。

○神谷信之助君 まあ五十二年、五十三年の加重平均をやつたわけですね。しかし、実際の実態はどうかという、交付税特会の借入れなりあるいは地方債の振りかへ措置なり、それらを含めてこれらを全部交付税に割りかへますと、大体五十年で四三・三二五%、交付税ですね、五十二年で四三・三二五%、今年度、五十二年で三九・二八%でしよう。だから、少なくとも四〇%前後の交付税率の事実上の引き上げ措置が五十年、五十二年、あるいは五十二年も含めてやられてゐる。だからそれを見れば、最低五%程度のアップならば、経済情勢の変動が今日見通しが仮にかならないにしても、近い将来に税制その他の改革があつても、これで少なくともこの程度は維持できるのではないかと、こういう見通しも当然お持ちになつたんじゃないのですか。そういうふうな先の見通し、これらを含めて五%というのはお考えになつたわけではないんですか。

○政府委員(首藤英君) 五十五年までには国税、地方税を通じて三%の国民税負担のアップがあるという前提に立ちまして、その財源の配分というものが十分に行われますならば、国の方は赤字国債から脱却をできますし、私どもは五十五年にいまの財源不足は見込まれない事柄になる、こういうことでございます。したがひまして、もしそれが完全に行われますれば、何も五%アップしなくても五十五年にはつじつまが合うわけでございます。

それからもう一点、御指摘がございましたように、ただいまだけの時点をとつて考えてみれば、なるほど所要額は四〇%を超すわけでございます。しかし、これは国、地方を通じての総財源量が足りないからこういう状況になつておるわけでございますので、これをこのまま持ち出すわけにもいけません。まあいろいろ考へたのでありますが、五十二年、五十三年、こういう事態を考へてみて、非常に大幅な税制改正が行われない場合に、そのことに伴う影響を回避をする、こういう非常に長期的な見通しをございせんが、一、二年の見通し、こういう見通しに立つた場合に五%のアップをさしあたりぜひしておいてもらいたい、こういう考え方です。

○神谷信之助君 そうしますと、これから先、国税、地方税を通じて大幅な税制改革はやれない、また来年度、五十二年度についても、という事柄になれば、そうすると五十二年には自治省としてはやっぱり同じように五%の交付税率の引き上げを要求をせざるを得ない、経過から言つてそういうことになるわけですか。

○政府委員(首藤英君) 何%のアップが適當なのか、また計算をしなければならぬと思ひますが、交付税率のアップを含みます財源対策と申しますか、税制改正その他ももちろん含みますけれども、そういうことについて要求をし、また実現を図るよう努力をせざるを得ない、まあそのように考へております。

○神谷信之助君 そうしますと、いま交付税率の引き上げを含む制度改正とおっしゃる。その制度改正の中心には、ことしのような措置も含まれるわけですか。

○政府委員(首藤英君) これはその時点になりませんと何ともお答えの申し上げようがないわけでございます。制度改正、一般的なものがないわけではございません。経済状況の安定度がどうなるのか、こういう問題とも絡むと思ひますが、いずれにいたしましても、交付税率のアップを含みます制度改正、こういうものを根拠に置きながら、やはり地方財政の運営が、まあ何よりもこれが一番重点でございますが、支障がないように財源が確保される、こういう体制に向かつて邁進をしたいと思つております。

○神谷信之助君 そこで大蔵省の方ですが、来年度、五十三年度から実施をするということでありまから、五十二年度中に成案を得るということになるでしょうが、そういう国税、地方税を含めた税制の改革がやれる可能性、そういう条件あるいはそういう展望が持てるという状態になつてゐるんですか、どうですか。その点はいかがですか。

○説明員(矢崎新二君) 税制の方は私直接担当いたしておりますが、私が伺つておるところで御参考になるかどうかお話ししてみます。現在税制調査会が中期税制のあり方につきまして種々議論をされておられるように聞いております。で、この議論がまだ最終的な結論を得ておりませんので、今後さらに議論を深めていただく必要があるという状況であると同つております。この議論は恐らく今後また来年度に向けて引き続き行われるように聞いておりますけれども、具体的に五十三年度の編成の前にはどのような結論が出るかということにつきましては、私承知いたしておりませんので、ここでははっきりと申し上げかねる状況でございます。

○神谷信之助君 それじゃ大臣にお聞きしますが、いままでの答弁で、大臣は、五十三年度についての見通しは一体どうだという問題について非常に慎重になさつてゐるわけですよ。それで、この経済の動向が安定的状態になればということ、その辺まだ確とした見通しが持てないような状況ですね、いままでの答弁をお聞きしますと、したがって、そういう点でいいますと、五十三年度において交付税率の引き上げを含む税制の改革などを含めた——ことしのような制度改正じゃないんです、もうちょっと、より根本的なものかどうかは別にして、より大幅のといひますか、そういう制度改正を含めたような措置が五十三年度は望めるのか望めないのか。いままで大臣の答弁を聞いてみると、五十三年度も言うなれば悲観的な感じを受けてゐるんですね。五十三年度は恐らくできるだろう、しかし、ひょつとしたらできないかも知れぬというよりも、五十三年度は無

理ではないか、五十四年度以降になるのではないかと、少なくとも五十五年度までにはちゃんとしましけれどもというふうな御答弁に聞かなくて、その辺ももう少し突っ込んでひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(小川平二君) 必ずしも悲観をいたして

おるわけではないのでございまして、政府がただいま全力を注いで景気の安定に努力をしておるわけでございまして、一日も早く景気を安定させなければならぬ、かつこのことは必ず可能だと信じておるわけでございまして、景気安定をいたしましても、財政の問題というのはいわば後遺症として必ず残るに違ひありませんが、現行の税制を前提といたします限り、財政の均衡を取り戻すということは不可能でございまいしから、どうしてもその時点において、地方を通じての全面的な制度改正が必要だと考えておるわけでございまして、さような時点で、それらの改正の一環として交付税率の変更の問題を検討しかつ実行に移さなければならぬ、こう考えておるわけでございまして、そういう時期がなかなか来ないに違ひないというふうには考えておるわけじゃございません。必ず遠からざる将来にそういう時期が来ると信じておるわけでございまして。

○神谷信之助君 経済の安定といいますが、その動向が見通せる時期、これが一体いつかというところが非常に重要になるわけですね。たとえばこれが秋にならないとそういう状態がある程度確定をしないということになりますと、それから税制の改革ということが出てくると、これは国民の合意を得なければならぬ実施ができませんから、そうなると実際に時間的あるいは物理的条件がそれを許さないということもあり得るわけですね。そうすると、五十三年度は無理だ、五十四年度まで待たなきゃならぬという事態も生ずる。私はどうもそういう点でいまの状況を見てみますと、五十三年度から国税を含めた税制の相当大幅な思い切った改革がやれるという可能性、そういう条件というのがあるのだろうかということを大變気に

しているんですがね。その辺はいかがですか。

○国務大臣(小川平二君) これはただいまから秋口、年末へかけての経済の推移を見た上でなければ何とも申し上げられませんが、そういう時期が絶対に来年は到来しないとは考えておらないわけでございます。

○神谷信之助君 そうすると、五十三年度において交付税率の引き上げ及び地方税制の改正を含めた措置をとれる可能性もある、またそのことを大臣としては望んでいるというように理解をしておりますか。

○国務大臣(小川平二君) そういう可能性がないとは考えておりませんし、そういう条件が整いましたならばぜひとも交付税率の引き上げを含めた税財政制度の大改正をしなければならぬ、こう考えております。

○神谷信之助君 そうしますと、今度は自治省財政局長の方に伺ひますが、これをやろうとしますと、単に税制をいじくるだけではなしに、事務の再配分を含めたそういう問題にまでやっばり及んでいく必要もあるんじゃないかというふうにも思ひます、そのことはいままで再三私も提起をしておりますが、その事務の再配分を含めた行政制度、財政制度の改革と同時に行政制度の改革、これらについてはどうお考えであり、そしてその準備作業というのはどの程度まで進行しているのか。この点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(首藤嘉彦) 全般を通じての行政制度の抜本改正ということになりますれば、御指摘のように事務配分の問題、負担区分の問題、こういうものも含めた検討が必要であらうとこれは考えております。そういう場合に、行政事務の再配分の問題等は、従前から地方制度調査会等からもいろいろ御答申をいただいておりますが、そのものを骨子にして、いろいろ今後行政改革等の日程が上つていこうかと思ひますので、その都度そういった時期を通じて私どもも主張すべきことは主張していく、こういう体制をとりたいと考えて

ております。ただ行政事務の再配分の問題、このことがすぐできますかどうか、こういった問題もあらうかと思ひます。そこでその問題がでなければこの財源強化対策ができないという関連づけでまで厳密に考えておるわけではございません。財源対策の方も一歩また一歩という方法もあると思ひますし、行政事務配分の問題を含めた行政財政制度全般の改正も一歩また一歩ということもあり得ると思ひます。それは今後の事態のあり方に依じた対策というものを考えていかなければならぬと思つております。

○神谷信之助君 それでは次の問題にちよつと移つていきますが、今度の五十二年度の措置ですが、臨時交付金九百五十億、それから返済不要分がある、それから交付税特会への借入れの分がある、それから一兆三百五十億の起債振りかへがある。四つの手法を使って今度は二兆七百億の不足財源の手当てをしたわけですね。この四つの違いと共通点といいますが、この点をちよつとお聞きをしたいのですが、先ほどから説明を聞いていますと、臨時は国から現ナマでもらつた分だからこれは返済もくそも必要ではない。それから四千二百二十五億については、これは元利とも将来政府が、国が責任を持ちましようというちゃんとこれは保証つきだと。法律でも法定をしている。これはちゃんと明確な証文がある、こうなりますね。あと、交付税特会の借入れ分の返済問題、それから起債分の返済問題、これらはいままでの答弁によりますと、地方財政計画に乗せて、そして全体としての財源不足額をその年、当該年度ごとに出してその措置をしてもらふというお話ですね。だからこれらのその点の違いですね、その辺は一体どういうふうに考えたいわけでしょうか。

○政府委員(首藤嘉彦) まずことしの二兆七百億の歳入不足でございますが、これを何としてでも完全に補てんをするという措置をとりたい。これが第一の願望でございます。このことに対しましてとる方法として、ただいまのような国、地方を

通じまして財源の足りないときでございまして、建設事業について地方債を活用する、これはやむを得ないと、こう判断をしたわけでございまして。去年と同じように、公共事業等の裏負担について五五%の充当率で起債を充てますと、ちょうど二兆七百億の半分になりましたけれども、一兆三百五十億という額が充当可能になったわけでございまして。ただこれとて、去年のような四千五百億の赤字債は発行しない、赤字債は絶対発行しないという主張をいたしたのでございまして。したがって残りが一兆三百五十億になります。これは何としてでも交付税会計で補てんをしてみたい、こういう主張をいたしたのでございまして。この交付税会計で補てんをするのにつきましては、先ほど申し上げましたように、税率のアップ等も含んだ要求をいたしたのでございまして、結論的にはことし限りの臨時措置になった。その場合、国が責任を持ちます額をどの程度にするか、これはいろいろ折衝があつたわけでございまして、これは半々でございまして。そういうことになりました、半分の額を国が責任をもち、九百五十億はことしは現ナマで持とう、四千二百二十五億ですか、これは将来にわたつて持とう、こういうことになったわけでございまして。

そこで、後段の御質問でございまして、この半分の九百五十と四千二百二十五はこれは問題ございませんが、残りの交付税会計の借入れ、それと建設事業につきまして高率充当しました起債の償還、この償還が問題になってまいります。そこでこのことにつきましては、両方とも将来の当該年度の地方財政計画にこの償還費、これを適実に計上いたしまして、その結果出てくる財源不足の状況、これを精査をいたしまして、当該年度の財政運営に支障を来さないようにそれを含めて財源措置をしてもらふ、こういう措置をとってもらふことにしたわけであります。さらに具体的な手法としては、交付税の方の借入金の方は、これは全般として償還費を含めて計算をした上で所要の財源が確保されることとなりますから、これは問題

がございせんが、各団体が発行した個別の財源振りかえの地方債の方は、これは各団体に直接に財源措置をせしめんと実際の償還費が出てこないわけでありませう。そこで、この振りかえ債につきましては八〇％以上の額になります、それを各団体の個別の基準財政需要額の中にこの償還費を当該年度ごとに算入をしていく、こういう措置をもって適宜に各団体に償還財源が配分をされるように、このような措置をとったわけでございませう。

伴いまして国税三税が落ち込んだことによつて減収が生じた、これを借入金で補てんをした、とともに地方税の方にも減収が起りましたので、これは減収補てん債を発行した、こういうことでございませう。したがって、このいづれも、やはり将来の地方財政需要に立つわけでありませうから、いづれの問題も将来その償還が出てまいりませう年の財政計画にこれを計上する。片一方の地方債の方は、地方債償還費として歳出に立ちまじう。それから交付税の方の借入金は、これは返済金でありますから、交付税の額がそれだけ減収というふうなことで出てまいりませう。その結果出ました財源の過不足額、これを的確に判定をしてそれに対する措置をとると、こういうことでございませう。したがって、そのとり方が臨時であるのか、あるいはまあ例であります、もし金に足りない場合に、臨時であるのか、あるいは借り入れ償還であるのか、あるいはそのほかの措置であるのか、これはその事態によつて話し合ひをし、決定をしなきゃならぬ問題だと考えております。いづれにいたしましても、その所要額の実態、こういうものを含めまして、財政運営に支障がないような適宜な措置をする、こういうことは当然のことでございます。大蔵省もそのようないふりていくものであると固く信じております。

と思つておりまして、要するに地方財政の運営に支障を生じないように十分な措置を講ずるといふことが基本にならうかと思つております。具体的な措置がどうなるかといふことにつきましては、それはその時点でまた十分御協議をさせていただきます、こういう考え方でございませう。

題なり、こういったものを含みました制度改正を希求しておると、こういうことでございませう。

〇神谷信之助君 五十年、五十一年度の特会借り入れ分についての処理については自治、大蔵の両大臣の覚書がありますね。返還の時期にその財政事情を十分考慮するといふ趣旨のなかがありますね。これがいよいよ五十三年度から始まるわけでしょう。五十三年度からですね、この償還は。だから、今度は五十三年度予算をめぐる折衝のところでどうするかといふことの話が始まるということですか。

〇神谷信之助君 五十年、五十一年度の特会借り入れ分についての処理については自治、大蔵の両大臣の覚書がありますね。返還の時期にその財政事情を十分考慮するといふ趣旨のなかがありますね。これがいよいよ五十三年度から始まるわけでしょう。五十三年度からですね、この償還は。だから、今度は五十三年度予算をめぐる折衝のところでどうするかといふことの話が始まるということですか。

〇神谷信之助君 五十年、五十一年度の特会借り入れ分についての処理については自治、大蔵の両大臣の覚書がありますね。返還の時期にその財政事情を十分考慮するといふ趣旨のなかがありますね。これがいよいよ五十三年度から始まるわけでしょう。五十三年度からですね、この償還は。だから、今度は五十三年度予算をめぐる折衝のところでどうするかといふことの話が始まるということですか。

〇神谷信之助君 五十年、五十一年度の特会借り入れ分についての処理については自治、大蔵の両大臣の覚書がありますね。返還の時期にその財政事情を十分考慮するといふ趣旨のなかがありますね。これがいよいよ五十三年度から始まるわけでしょう。五十三年度からですね、この償還は。だから、今度は五十三年度予算をめぐる折衝のところでどうするかといふことの話が始まるということですか。

〇神谷信之助君 五十年、五十一年度の特会借り入れ分についての処理については自治、大蔵の両大臣の覚書がありますね。返還の時期にその財政事情を十分考慮するといふ趣旨のなかがありますね。これがいよいよ五十三年度から始まるわけでしょう。五十三年度からですね、この償還は。だから、今度は五十三年度予算をめぐる折衝のところでどうするかといふことの話が始まるということですか。

〇神谷信之助君 五十年、五十一年度の特会借り入れ分についての処理については自治、大蔵の両大臣の覚書がありますね。返還の時期にその財政事情を十分考慮するといふ趣旨のなかがありますね。これがいよいよ五十三年度から始まるわけでしょう。五十三年度からですね、この償還は。だから、今度は五十三年度予算をめぐる折衝のところでどうするかといふことの話が始まるということですか。

〇神谷信之助君 五十年、五十一年度の特会借り入れ分についての処理については自治、大蔵の両大臣の覚書がありますね。返還の時期にその財政事情を十分考慮するといふ趣旨のなかがありますね。これがいよいよ五十三年度から始まるわけでしょう。五十三年度からですね、この償還は。だから、今度は五十三年度予算をめぐる折衝のところでどうするかといふことの話が始まるということですか。

〇神谷信之助君 五十年、五十一年度の特会借り入れ分についての処理については自治、大蔵の両大臣の覚書がありますね。返還の時期にその財政事情を十分考慮するといふ趣旨のなかがありますね。これがいよいよ五十三年度から始まるわけでしょう。五十三年度からですね、この償還は。だから、今度は五十三年度予算をめぐる折衝のところでどうするかといふことの話が始まるということですか。

〇政府委員(首藤嘉吉) この五十年度の借入金、交付税特別会計におきますものは、景気の変動に伴いまして国税三税が落ち込んだことによつて減収が生じた、これを借入金で補てんをした、とともに地方税の方にも減収が起りましたので、これは減収補てん債を発行した、こういうことでございませう。したがって、このいづれも、やはり将来の地方財政需要に立つわけでありませうから、いづれの問題も将来その償還が出てまいりませう年の財政計画にこれを計上する。片一方の地方債の方は、地方債償還費として歳出に立ちまじう。それから交付税の方の借入金は、これは返済金でありますから、交付税の額がそれだけ減収というふうなことで出てまいりませう。その結果出ました財源の過不足額、これを的確に判定をしてそれに対する措置をとると、こういうことでございませう。したがって、そのとり方が臨時であるのか、あるいはまあ例であります、もし金に足りない場合に、臨時であるのか、あるいは借り入れ償還であるのか、あるいはそのほかの措置であるのか、これはその事態によつて話し合ひをし、決定をしなきゃならぬ問題だと考えております。いづれにいたしましても、その所要額の実態、こういうものを含めまして、財政運営に支障がないような適宜な措置をする、こういうことは当然のことでございます。大蔵省もそのようないふりていくものであると固く信じております。

〇神谷信之助君 五十年、五十一年度の特会借り入れ分についての処理については自治、大蔵の両大臣の覚書がありますね。返還の時期にその財政事情を十分考慮するといふ趣旨のなかがありますね。これがいよいよ五十三年度から始まるわけでしょう。五十三年度からですね、この償還は。だから、今度は五十三年度予算をめぐる折衝のところでどうするかといふことの話が始まるということですか。

〇神谷信之助君 五十年、五十一年度の特会借り入れ分についての処理については自治、大蔵の両大臣の覚書がありますね。返還の時期にその財政事情を十分考慮するといふ趣旨のなかがありますね。これがいよいよ五十三年度から始まるわけでしょう。五十三年度からですね、この償還は。だから、今度は五十三年度予算をめぐる折衝のところでどうするかといふことの話が始まるということですか。

〇神谷信之助君 五十年、五十一年度の特会借り入れ分についての処理については自治、大蔵の両大臣の覚書がありますね。返還の時期にその財政事情を十分考慮するといふ趣旨のなかがありますね。これがいよいよ五十三年度から始まるわけでしょう。五十三年度からですね、この償還は。だから、今度は五十三年度予算をめぐる折衝のところでどうするかといふことの話が始まるということですか。

第三三三七号 昭和五十二年四月八日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原六軒町二ノ一

四 金武弘子外六名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三三八号 昭和五十二年四月八日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市三井町一七二ノ三

岩井茂外三名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三三九号 昭和五十二年四月八日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原沢上町一ノ八

一 立川清水

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三四〇号 昭和五十二年四月八日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鷺沼三ツ池町三三

九ノ一 平松幹正外八名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三四一号 昭和五十二年四月八日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜市加納新町八五 林志寿子外

四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三四二号 昭和五十二年四月八日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原古市場町七八

九 坂井重行外五名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三四三号 昭和五十二年四月八日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市前渡西町七二二ノ

一 岸孝子外三名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三七二号 昭和五十二年四月九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市前渡東町二、八二

五ノ三 永井基式外九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三七三号 昭和五十二年四月九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加日之出町六三

五 藤幸次郎外九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三七四号 昭和五十二年四月九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鷺沼東町一ノ六八

後藤銀一外九名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三七五号 昭和五十二年四月九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鷺沼東町五ノ一〇

七 大沢清外九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三七六号 昭和五十二年四月九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜市長森細畑一、五三七 林妙

子外九名

紹介議員 神沢 淳君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三七七号 昭和五十二年四月九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市各務二、〇八一ノ

二 五島浩利外五名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三七八号 昭和五十二年四月九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加桜町二ノ一八

一 加藤美代子外九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三七九号 昭和五十二年四月九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市前渡東町二八六

永井一英外五名

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三八〇号 昭和五十二年四月九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加桜町一ノ二二

五 平光省二外五名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三八一号 昭和五十二年四月九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県美濃市須原三一七ノ一 那

須知行外八名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三四四八号 昭和五十二年四月十一日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加桜町一ノ二八

足立節子外四名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三四四九号 昭和五十二年四月十一日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜市長良三、三三五ノ二 柚原

彰外七名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三四六〇号 昭和五十二年四月十一日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市成清町九四一ノ一

二五

森陽子外六名
紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三四六一号 昭和五十二年四月十一日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市三井町三〇八ノ五
飯田道子外七名

紹介議員 志若 裕君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三四六二号 昭和五十二年四月十一日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加前洞町一、七
九六 宮田早苗外二名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三四六三号 昭和五十二年四月十一日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県羽島郡岐南町平島四二二
五藤龍彦外七名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三四六四号 昭和五十二年四月十一日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鶴沼東町二ノ三七
柴垣勝一外九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三四六五号 昭和五十二年四月十一日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加大東町二七ノ
一八 多和田利雄外九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三四六六号 昭和五十二年四月十一日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市下切町九ノ六〇
水野清隆外九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三四六七号 昭和五十二年四月十一日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市各務三、三四〇ノ
三 森本ひで子外九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三五八〇号 昭和五十二年四月十二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市住吉町四ノ四二
高橋茂丸外九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三五八一号 昭和五十二年四月十二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市三井町一、七二八
ノ一 角田富雄外九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三五八二号 昭和五十二年四月十二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鶴沼西町二ノ一二
三 広江春夫外九名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三五八三号 昭和五十二年四月十二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市各務四、五〇五
長縄青西

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三五八四号 昭和五十二年四月十二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原古市場町一ノ
三 小川栄吉外九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三五八五号 昭和五十二年四月十二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原宮代町一、七
三ノ二 横山米夫外九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三五八六号 昭和五十二年四月十二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原緑町三ノ七
植村光江外九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三五八七号 昭和五十二年四月十二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原早苗町四〇
中田つや外九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三五八八号 昭和五十二年四月十二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原緑町四ノ二五
田島啓外九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三五八九号 昭和五十二年四月十二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加信長町五三
山口英司外九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三六七一号 昭和五十二年四月十三日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原栄町一ノ九
大銅真知子外九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三六七二号 昭和五十二年四月十三日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜市西部大野二ノ四九 堀江秀
夫外九名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三六七三号 昭和五十二年四月十三日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市須賀一、一六七ノ

一 深尾友一外九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三六七四号 昭和五十二年四月十三日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加信長町二二三

林佐市外九名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三六七五号 昭和五十二年四月十三日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加信長町二二七

ノ二 岩塚明夫外九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三六七六号 昭和五十二年四月十三日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原大島町三ノ五

八 横山輝司外九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三六七七号 昭和五十二年四月十三日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加南栄町五和

途誠一外九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三六七八号 昭和五十二年四月十三日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加楠町一三〇ノ

一八 稻川末男外九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三六七九号 昭和五十二年四月十三日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市輪沼各務原町三ノ

七〇九 植村憲一外九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三六八〇号 昭和五十二年四月十三日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜市長森左兵衛新田二九八ノ一

岩田孝外九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三六七三三号 昭和五十二年四月十四日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市輪沼南町七ノ一五

三 土谷幹男外九名

紹介議員 宮之原光君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三六七三九号 昭和五十二年四月十四日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市輪沼南町六ノ一六

八 谷口英子外九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三七四〇号 昭和五十二年四月十四日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市輪沼四、七六一ノ

六九 伊藤啓一外九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三七四一号 昭和五十二年四月十四日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原月丘町三ノ六

三 河合錦一外九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三七四二号 昭和五十二年四月十四日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市大野町一、三四七

棚瀬四十一外九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三七四三三号 昭和五十二年四月十四日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市輪沼六、五三〇ノ

三七四 長島繁夫外七名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三七四四号 昭和五十二年四月十四日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市輪沼古市場町三ノ

一 小田久吉外六名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三七四五号 昭和五十二年四月十四日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市各務六、一五四ノ

五 広沢尚外八名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三七四六号 昭和五十二年四月十四日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市輪沼小伊木町二ノ

二五 佐々木賢昭外九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三七四七号 昭和五十二年四月十四日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市輪沼大伊木一、四

五九 岡部敬男外九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三七四八号 昭和五十二年四月十四日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市成清町九六四 森

修外九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三三三二二号 昭和五十二年四月八日受理
行政書士法に関する請願

行政書士法に関する請願

行政書士法に関する請願

行政書士法に関する請願

行政書士法に関する請願

行政書士法に関する請願

行政書士法に関する請願

行政書士法に関する請願

行政書士法に関する請願

行政書士法に関する請願

行政書士法に関する請願

行政書士法に関する請願

請願者 横浜市鶴見区鶴見町一、〇四九神奈川県自動車整備振興会鶴見支部

内 山中仁太郎外三千四百四十三名

紹介議員 栗林 卓司君

この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第三五六二号 昭和五十二年四月十一日受理

行政書士法に関する請願

請願者 富山市新庄町馬場二四ノ二富山県自動車整備振興会内 高城敏正

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第三六六一号 昭和五十二年四月十二日受理

行政書士法に関する請願

請願者 大分市今津留一、三二ノ二二五社団法人分県自動車整備振興会

会長 橋本新一

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第三八三三号 昭和五十二年四月十四日受理

行政書士法に関する請願

請願者 京都市伏見区竹田向代町五一ノ五自動車会館内社団法人京都府自動車整備振興会会長 中川武治

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第三四四九号 昭和五十二年四月九日受理

行政書士法の一部改正反対に関する請願（二通）

請願者 大阪府豊中市新千里南町三ノ一〇ノ四 那須賢外一名

紹介議員 森下 泰君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三五六二号 昭和五十二年四月十一日受理

行政書士法の一部改正反対に関する請願

請願者 三重県津市新町一ノ三ノ五一 飯田正一

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三六六五号 昭和五十二年四月十二日受理

行政書士法の一部改正反対に関する請願

請願者 広島市千田町一ノ三ノ一三 井上良幹

紹介議員 永野 敏雄君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三八三六号 昭和五十二年四月十四日受理

行政書士法の一部改正反対に関する請願

請願者 長崎市滑石三ノ一七ノ二 佐藤広

紹介議員 中村 慎二君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三六六二号 昭和五十二年四月十二日受理

行政書士法中適用除外規定の新設に関する請願

請願者 大分市住吉町一ノ四ノ二六日豊日産モーター株式会社代表取締役社長 野村正七

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第三六六三号 昭和五十二年四月十二日受理

行政書士法中適用除外規定の新設に関する請願

請願者 長崎市平間町三八三ノ二社団法人日本自動車販売協会連合会長長崎

県支部内 金子逸朗

紹介議員 中村 慎二君

この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第三八三五号 昭和五十二年四月十四日受理

行政書士法中適用除外規定の新設に関する請願

請願者 東京都中野区本町二ノ四六ノ三二社団法人全国軽自動車協会連合会

会長 石塚秀男

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第三六六四号 昭和五十二年四月十二日受理

行政書士法の一部改正（適用除外規定の追加新設）に関する請願（四通）

請願者 長崎県佐世保市沖新町五ノ一社団法人佐世保自動車協会会長 川添福一外三名

紹介議員 中村 慎二君

この請願の趣旨は、第一九四八号と同じである。